

平成17年第1回防府市議会定例会会議録(その6)

平成17年3月11日(金曜日)

議事日程

平成17年3月11日(金曜日)

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(28名)

1番	今津誠一君	2番	伊藤央君
3番	松村学君	4番	山下和明君
5番	重川恭年君	6番	斉藤旭君
7番	藤本和久君	8番	弘中正俊君
9番	田中敏靖君	10番	木村一彦君
11番	山本久江君	12番	横田和雄君
13番	平田豊民君	14番	安藤二郎君
15番	藤野文彦君	16番	三原昭治君
17番	高砂朋子君	18番	行重延昭君
19番	原田洋介君	20番	河杉憲二君
21番	河村龍夫君	22番	大村崇治君
23番	佐鹿博敏君	24番	山根祐二君
25番	田中健次君	27番	中司実君
28番	山田如仙君	29番	深田慎治君

欠席議員(2名)

26番	馬野昭彦君	30番	久保玄爾君
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木建築部長	金子正幸君	都市整備部長	岡本智君
都市整備部理事	谷本勝利君	健康福祉部長	和田康夫君
教育長	岡田利雄君	教育次長	松本孝夫君
水道事業管理者	吉田敏明君	水道局次長	井上孝一君
消防長	山根徹雄君	監査委員	大木孝好君

事務局職員出席者

議会事務局長 池田 功 君 議会事務局次長 徳光辰雄君

午前10時 1分 開議

副議長（今津 誠一君） 議長が所用のため、副議長の私がかわって本日の議事の進行をさせていただきます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出のありました議員は、馬野議員であります。

会議録署名議員の指名

副議長（今津 誠一君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

23番、佐鹿議員、24番、山根議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

副議長（今津 誠一君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

ここで、生活環境部長より、さきの本会議における山根議員の一般質問に対する答弁を訂正したい旨の申し出がございましたので、これを許します。生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 3月9日、山根祐二議員の排ガス種別ごとの国の基準値に対する答弁の中で、50億分の1と申し上げましたけれども、10億分の5の誤りでございましたので、訂正するとともにおわび申し上げます。

副議長（今津 誠一君） これより一般質問を行います。25番、田中健次議員。

〔25番 田中 健次君 登壇〕

25番（田中 健次君） それでは、通告に従って質問をいたします。

最初の質問は、留守家庭児童学級指導員の雇用についてでございます。

ことしの1月21日に、留守家庭児童学級指導員の労働組合により、5年での雇いどめが不当であるという主張のチラシが市職員向けに配布されましたが、これまでは1年ごとの契約更新ながら、60歳になる年度まで更新が続けられてまいりましたが、5年を超えた更新はしないという就業要綱が指導員の知らないところでつくられ、これに該当する指導員は契約を更新しないという趣旨のものです。これを契機に、この問題が一般化してまいりました。2月にも、同趣旨のチラシが配布されております。

そして、この問題に関連して、山口労働基準監督署が防府市に是正勧告をしたことがマスコミによって報じられました。新聞報道によれば、市は是正勧告に従う趣旨のコメントをしていますが、仄聞するところ、労使交渉において双方の主張はかみ合わず、暗礁に乗り上げているようです。しかし、このままの状態が続けば、留守家庭児童学級の現場にも悪い影響を与えかねませんし、市民の行政不信を惹起することにもなります。市は、健全な労使関係を構築し、誠意を持って対応すべきではないかと思えます。

そこで、具体的な質問に入りますが、第1は、5年での雇いどめを期した平成12年1月に制定された防府市留守家庭児童学級指導員就業要綱の効力についてであります。

この要綱は、確かに2000年（平成12年）1月4日に施行されたようですが、これまでこの要綱があることを私たち市議会議員も知ることができませんでした。要綱ができた当初から防府市要綱集にこの要綱は入っておりませんでした。1月末に、指導員の雇用問題について、私を含めた数人の議員が関心を持つようになり、ことしの2月になって初めて平成12年1月4日施行として防府市要綱集に追加されております。指導員にも、この要綱がつくられてから4年9カ月経過した昨年9月に初めて配布されたようであります。

この要綱の第2条によれば、「指導員は地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤職員」とあり、特別職となり、地方公務員法第4条第2項により地方公務員法は適用されません。したがって、民間労働者に適用される労働関係法が災害補償を規定した労働基準法第75条から第88条を除き、全面的に適用されることとなります。

就業規則について、労働基準法の第89条では、常時10人以上の労働者を使用する使用者に対して、就業規則の作成と行政官庁への届け出を義務づけ、第90条で作成の手続として、過半数を組織する労働組合または労働者の過半数を代表する者の意見聴取を義務づけています。そして、第106条で、法令とともに就業規則を各職場に掲示や備えつけ

などで労働者に周知することを義務づけています。

今回のように、労働者に不利益な変更をする場合については、作成、届け出、意見聴取、周知の義務のすべてが就業規則の効力の発生要件と言われております。これは、菅野和夫著、労働法第6版、弘文堂、2003年発行に述べてある見解であります。

著者の菅野和夫氏は、日本労働法界の最高権威と言われ、その学説は立法や司法判断に対して大きな影響力を持っており、その著作、先ほど言った労働法は、労働法を幅広く論じた基本書であり、企業の人事労務担当者のみならず、労働行政上でのバイブルとなっていると言われております。今回のように、手続的な義務の履行を欠いた就業要綱は、その効力が否定されると思いますが、市の御見解をお伺いいたします。

第2は、労働基準監督署からの是正勧告についてであります。

2月15日に、山口労働基準監督署から就業要綱の提出義務違反、周知徹底義務違反の2点について是正するよう勧告があったと聞いています。この是正勧告に対して、防府市は今後どのような対応をとられるのか、勧告を受け入れるのかどうか、御見解をお伺いいたします。

第3は学童保育の質の向上についてであります。

各留守家庭児童学級には、市の正規職員は配置されておられません。2名の非常勤特別職の指導員が協力して子どもたちに接するため、指導員には経験と専門的知識が要求されます。もし5年での雇いどめに市が固執するならば、年度初めの4月にはゼロ年から4年経験の指導員、平均2年の経験ということになってしまいます。これでは、学童保育の質の低下となりますし、安全上の問題も懸念されます。したがって、更新回数制限を撤廃し、これまでと同様の扱いとすること、さらに、学童保育の質を高めるために、指導員を順次正規職員化することについて、市の御見解をお伺いいたします。

2番目の質問は、新図書館についてであります。

来年には、駅北再開発ビルの3階に防府図書館が全館移転いたします。図書館は、にぎわいを創出することが期待される施設であります。私は、この2月に、全国で十指に入るとも言われている佐賀県伊万里市民図書館を視察・見学してまいりました。防府図書館の移転が具体化している中、参考になる点など意見を述べさせていただきたいと思っております。市のお考えをお伺いいたします。

第1は、図書館の開館年及び翌年度をはじめとする資料費の充実についてであります。

資料費の充実は、図書館サービスの充実にとって欠かせないものであります。新しい本は図書館に人を引き寄せ、利用者の増加につながるにぎわいを生み出します。伊万里市民図書館では、開館年の資料費は1億円、翌年度4,100万円、以降は3,000万円の

予算を確保しております。防府市では、ここ数年間努力されて上がったとはいえ、2,200万円程度となっており、落差を感じるものです。再開発ビル全体ににぎわいを創出するためにも、新図書館の資料費充実をすべきであると思いますが、御見解をお伺いいたします。

第2は、市民が憩えるよう、席数をふやすことについてであります。

多くの人が集まってくる滞在型の図書館とすることは、駅北再開発ビルのにぎわいを生み出すものと思います。その点では、2月末の特別委員会で示された図書館の見取り図で判断する限り、新図書館の席数は幾分少ない気がいたします。市民の憩いの場として親しんでいただける滞在型の図書館とするために、新図書館の席数をふやすことについて御見解をお伺いいたします。

第3は、新書・文庫・ブックレットコーナーの設置についてであります。

現在の図書館にはこれらのコーナーは設置されておりませんが、これらのハンディな図書はわかりやすい資料を配架するという点から、また仕事に忙しい人など、新たな図書館利用者の開拓という点からも意味のあることだと考えます。伊万里市民図書館のみならず、各地の新しい図書館の多くがこういったコーナーを設置しており、新図書館では、新書・文庫・ブックレットのコーナーを設置していただけないかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

第4は、アスピラート倉庫の大村能章の資料、S Pレコードや楽譜などの保存、整理、公開についてであります。

防府出身の偉大な歌謡作曲家である大村能章は、アスピラート内1階の市民スペースの大村能章の部屋でその業績について展示がされ、また作曲した1,000曲について聞くことができるようになっております。しかし、1991年(平成3年)に御遺族から防府市が寄贈を受けた貴重なS Pレコードや楽譜については、アスピラートの倉庫に放置されている状況であり、せっかくの貴重な資料が有効に利用されているとは言えません。図書館が全館移転されれば、これらの資料を保存、整理することは図書館が最適ではないかと思っております。ぜひ、これらの資料を図書館に移管し、広く市民に公開してほしいと思っております。また、S PレコードをCD化するなどして、市民に貸し出すことも検討いただきたいと思います。御見解をお伺いいたします。

第5は、郷土資料の収集についてであります。

防府市は、郷土出身の著名人、作家も多く輩出していますし、古くからの歴史があるまちです。郷土資料のさらなる充実についてお願いしたいと思っておりますが、市のお考えをお伺いいたします。また、展示室の有効活用もお願いしたいと思っておりますが、この点についての

お考えもお伺いをいたします。

大きな3番目の質問は、社会科・理科等の副読本などの作成についてであります。

防府市は、市内に100を超える古墳があるなど、古くから開け、また国府や国分寺が置かれるなど歴史のあるまちです。また、市内を走る清流佐波川など、自然に恵まれたふるさとでもあります。このふるさとに誇りを持ち、これからのまちづくりに積極的に参加するような市民が防府の未来を切り開いてくれるという気がいたします。私たちは、そのために今なすべきことを考えなければなりません。

そこで質問ですが、第1に、完成した防府市史を参考に防府の歴史の副読本、小学生及び中学生用を作成するということについてであります。

防府市では、ふるさと創生事業の一環として、防府市小学校社会科研修部の先生方によって「抱きしめて防府」というふるさとの歴史の手引書が作成され、1994年（平成6年）4月に発刊され、小学校6年の各学級に生徒数を備えつけたことがあります。ふるさとの歴史を生きた教材として活用するために有意義な企画であったと思います。しかし、その内容は、編集に当たり旧来の防府市史を参考にしているため、皇国史観的な記述、現在の実証的な歴史研究から見れば疑問のある記述が多く見られました。市史編纂室や文化財保護課の専門的な職員の監修や指導を受けなかったのも残念なことです。

ところで、新しい防府市史は、市制施行50周年記念事業として1986年（昭和61年）から約20年近くかけて、このほど全9巻が完成いたしました。この新しく完成した防府市史を参考に、小学生用、中学生用のふるさとの歴史の副読本をぜひつくっていただけないでしょうか。子どもたちにふるさとの歴史への大きな興味を持たせてやりたいと思います。ふるさとに愛着を持ち、ふるさとに活力を与えてくれるような次の世代の市民がそこから生まれてくるのではないのでしょうか。私たちも、そこからふるさとへの誇りを持つと思います。このような歴史の副読本をつくることについて、市の御見解をお伺いいたします。

第2は、「ソラール紀要」にまとめられた防府の植物・鳥・昆虫等、生物についての研究成果を理科や総合学習の副読本あるいは市民が自然に親しむハンドブックとなるように、それぞれ読みやすくまとめることについてであります。

ふるさと防府の恵まれた自然については、防府市史の史料、自然・民俗・地名にも記述がありますが、それまでに発表された文献の紹介で幾分物足りないものを感じます。

ところで、防府市青少年科学館ソラールができてからは、その学芸員によって、防府の自然についての研究成果が「ソラール紀要」として発行されてきました。これまでに、佐波川流域の昆虫、佐波川のカモ類、ソラール周辺のチョウ類、防府平野における桑山の植

物、大平山の植物というような形で発表されてきました。これからもさらに成果が積み重なっていくと思います。しかし、これらの報告は研究報告の体裁をとっており、小・中学生や市民にとってはわかりにくい内容となっております。

そこで、これまでにまとまっている研究成果を、理科総合学習の副読本や市民が自然に親しむハンドブックのような形でわかりやすく、また図版や写真等を多く入れて編集し直し、順次ソラールから発行し、小・中学校などに配布するほか、ソラールの刊行物として販売したらどうでしょうか。防府市の自然を大切にすることのみにとどまらず、環境問題に関心を持つ一つの入り口になるとも思います。子どもたちや市民に防府の自然に対して目を向け、ふるさとに愛着を持っていただくよい素材として活用していただけるのではないのでしょうか。ソラールの研究成果を小・中学生や市民向けの副読本、ハンドブックとして編集、刊行することについて、市の御見解をお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

副議長（今津 誠一君） 25番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、留守家庭児童学級指導員の雇用についての御質問にお答えいたします。

まず、今回の問題が起こりました経緯について御説明いたします。

現在、問題になっている留守家庭児童学級指導員就業要綱は、平成12年1月4日に制定・施行したものでございますが、当時、一般職員以外の非常勤職員を長期に雇用していることに対しまして、市民から少なからず批判がありましたので、その雇用期間等について検討を重ねました。非常勤の特別職に関する解説書に、「特定の者を長期に雇用することは適切ではなく、マンネリ化を防ぐためにも更新期限を設けるべきである」と指摘がされていたことなどから、更新期限を盛り込んだ全庁共通のモデル要綱を作成し、それにより統一的な取り扱いを行うことにしたものでございます。

このモデル要綱に沿って作成した留守家庭児童学級指導員の就業要綱によりますと、指導員の委嘱期間は「4月1日から3月31日までの1年間とする」と定めております。そして、ただし書きで「必要と認める場合は1年ごとに更新できる」、さらに、「その更新は連続して5年を超えてはならない」と規定しております。つまり、「更新できる」という「できる規定」ですので、採用時から5年間勤められるということを保障するものではありません。要綱制定直後の平成12年4月1日に採用した指導員1名につきまして、委嘱期間を継続して更新した結果、平成17年3月31日が5年の任期満了となりますので、規定により雇いどめという取り扱いをすることになります。

一方、要綱制定以前に採用した指導員につきましては、この更新限度5年の規定は適用しておらず、問題がなければ60歳まで更新を継続することができるとしております。

今回の問題は、要綱制定後に採用した指導員が「この就業要綱の規定を聞いていないので、60歳まで更新すべきだ」と主張したことが発端となっております。しかし、指導員の「聞いていない」という主張に対しましては、要綱制定直後のことであり、採用時に説明しておりますが、納得をしていただいております。また、新たに採用するときや規定により更新するときには、事例及び勤務条件通知書にも1年間を明記いたしまして、指導員にその都度交付しております。したがって、この任用期間の1年間が経過しますと当然退職となるわけでありまして、その後は、要綱のいわゆる「できる規定」によりまして、指導員に問題がなければ1年ごとに辞令及び勤務条件通知書をお渡しし、更新を認めているものであります。

一般の事務補助のパート職員は数カ月間しか任用期間がございませんが、留守家庭児童学級の指導員につきましては、実務経験や専門性を必要とすることから、特別に5年の更新を認めているわけがございます。

次に、労働基準法に基づく諸手続が不履行となっていることにつきましては、指導員の身分が地方公務員法第3条第3項第3号による特別職で、非常勤の嘱託員に該当していることは承知しておりましたが、10人以上の事業所は手続を要するとの規定についても、各学級を単独の事業所とみなしており、また公務員であるとの認識もあり、必要とは思っていませんでした。しかし、この判断に疑問を持ち、市の担当者が、昨年12月6日及び15日に山口労働局労働基準部監督課に出向き、このことを確認いたしましたところ、監督課もなかなか即答できず、12月22日になりまして、留守家庭児童学級の事業や管理監督体制は一学級一事業所とみなさず、15学級を一括して一つの事業所として判断するため、所管の児童家庭課長は、労働基準法で言う「常時10人以上の労働者を使用する使用者」に該当する。よって、労働基準監督署で法に基づく手続を行うようにとの指示がありましたので、速やかに是正する旨を約束し、その指示に基づき準備を行っていたしましたところには是正勧告がなされたものであります。

以上がこれまでの経緯でございます。

御質問の第1点の手続義務を欠いた要綱の効力でございますが、顧問弁護士に、「労働基準監督署への未届出や労働者の代表から意見聴取を行わなかったことによって就業要綱が無効になるのか」と相談いたしましたところ、「無効ではなく有効である」との回答を得ているところでございます。

次に、第2点目の労働基準監督署の是正勧告についてでございますが、留守家庭児童学

級につきまして、労働基準法の解釈を誤っていたため、本年2月15日、労働基準法の第89条の就業規則の作成・届出義務及び第106条の周知義務の違反について、是正するよう文書にて勧告を受けました。これにつきましては、現在、山口労働基準監督署の指導のもと、是正に向けて作業を進めているところでございます。

次に、第3点目の学童保育の質の向上についてでございますが、指導員の募集につきましては、保育に関し実務経験や専門性を有している保育士等の資格を持っている者を応募要件としておりますし、採用後も研修等の機会を提供しております。また、指導員の各学級への配置についても、経験の浅い指導員とベテラン指導員とのバランスを考慮するなど、できるだけ配慮を行っております。

したがって、学童保育の質は低下しないものと考えており、市民の方に広く就職の機会を提供するという趣旨からも、更新期限の撤廃は考えておりません。

また、御質問の指導員の正職員化につきましても、その勤務時間等を考慮しますと、非常勤の嘱託員で対応することが最も適切であると考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

他の御質問につきましては、教育長、教育次長よりお答えいたします。

副議長（今津 誠一君） 25番。

25番（田中 健次君） どうも納得がいかない御答弁ですが、壇上で言いました菅野和夫さんという方は前の東大法学部長で、労働法界の最高権威と言われている方です。市の顧問弁護士はたしか東大の出身でしたから、多分この菅野和夫さんの指導のもとで勉強された方だろうと思いますが、今、菅野さんは、「今後の労働契約法制のあり方に関する研究会」というのを、今厚生労働省がつくっているんですけども、その座長を務めるような人で、さっき言った本は、労働行政上のバイブルとなっているような本です。

その本には、こういうふうに書いてあるわけです。「その周知が契約としての最低限の前提条件であるが、作成、届出、意見聴取もその効力の発生要件と解すべきである。労基法は同規則 同規則というのは就業規則のことですが 同規則のそのような実際の機能にかんがみて作成、届出、意見聴取、周知などの手続的義務を課して労働者を保護しているのであるから、それら義務のすべての履践がその効力の発生要件となると解すべきである」、こういうふうに書いてあります。この解釈に従えば、作成、届出、意見聴取、周知のすべてはまだされていないわけですから、まだ就業規則は効力を発生していないということにもなりますし、狭く考えて、周知義務だけを考えていっても、昨年9月に初めて周知をしたわけですから、その時点でということになるわけでありませう。

先ほどの答弁では、顧問弁護士が有効だというふうに言ったということになるんですが、

一体どういう根拠でそういうことを主張されているのか。ただ、言ったから有効だということでは、市の態度としても非常に不透明なものを感じます。その辺をひとつお願いいたします。

それから、藤本議員の一般質問の初日の質問でもありましたけれども、市が要綱を定めている第3条第3項第3号の非常勤特別職、同じ児童家庭課が所管する母子自立支援員、これについては、さっき5年のモデルだとか言われましたけれども、そういう5年という期間を制限していないわけでありますけれども、年齢は制限しておりますけれども、この違いはどういうふうに一体考えられておるのか、再度お聞きをしたいと思えます。

副議長（今津 誠一君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） この就業要綱が有効であるか無効であるか、そのことにつきまして、先ほど言われましたように、私たちの方も法律の専門家ではありませんので、顧問弁護士ともいろいろと相談をして進めておるわけでございます。

たしか、顧問弁護士さんも、バイブルと言われましたが、この法律の本を見ながら判断をされておるのだと思いますが、その判断のもとになっているのは、現実に募集の際には市広報に12カ月というものを出しながら募集をし、そして面接のときにもその説明をしておる。そして、採用のときにも、あるいは更新のときにも雇用通知書、辞令あるいは勤務条件通知書を出していると、これが周知に当たるという判断で、実質的な周知はここでできているということから、就業要綱が有効であるというふうな判断をいただいております。

それからもう1点、母子自立支援員につきましては、前回の議会のときにもお話ししましたが、山口県内でのほぼ統一した就業関係でございまして、防府市にこの平成16年より母子自立支援員の方が当たられましたので、ほぼ同じ形で就業要綱をつくっておるということでございます。そして、就業要綱そのものに基づいて、同じ支援員の方が防府市に移籍されてそのまま働いてもらっておるということでございますので、この雇用期間というのは1年という形でそのまま継続をいたしておりますし、もしこの方がかわられるということになりますと、適切な雇用期間を設けて就業要綱をつくりまして進めていきたいと思っております。

以上でございます。

副議長（今津 誠一君） 25番。

25番（田中 健次君） 周知という問題についてですけれども、雇用条件の通知書ですね、採用するとき、それで説明しているというようなことを言われていましたけれども、非常に納得がいきかねると思えます。

ということは、1年というふうに言われますけれども、これまではどういう状況であったか、これまでは自己都合でやめる人を除いて、継続して更新を続けてきたわけですね、1つは。

それから2つ目は、更新の際、新たに募集するような形の履歴書とかの書類だとか、そういうものを提出することなく、いわば自動的に更新をしてきたという事実があります。

それから3番目に、藤本議員の質問に対して総務部長が答弁されましたけれども、健康診断を夏ごろにされておりますけれども、こういうふうに夏ごろに健康診断を受けるということは、これは行政側もある程度更新ということを前提にしていたというふうに考えられるわけでありまして。

それから、これは平成8年(1996年)、留守家庭学級が生涯学習課のまだ担当であった時代ですけれども、そのときに、55歳定年のうわさというものがあつたそうですけれども、毎月集まる定例会の中で、担当者が60歳まで働けるといふふうに説明をしております。

それと、さらに勤務条件通知書の問題ですけれども、これについて、今、労働基準法に違反しているかどうかという議論はされておりませんが、私は、この勤務条件通知書の内容も労働基準法に違反している内容ではないかというふうに考えております。平成10年9月30日公布の改正労働基準法では、労働条件の明記について改正しております。これは、平成11年4月1日から施行ですから、当然平成12年1月云々の、今、市の就業要綱には該当するわけですが、労働基準法第15条1項、労働基準法施行規則第5条によって決められております。

何が決められているかということ、労働契約の締結に際し、使用者が書面の交付により明示しなければならない事項、口頭ではだめなんですね、書面で示しなさいというふうに言っているわけです。これまでは賃金に関する事項だけだったんですけれども、この平成10年の労基法の改正によって、労働契約の期間であるとか就業の場所だとか、あと時間外労働だとかいろいろなこと。それから、4番目に、退職に関する事項を書面で交付しなさいというふうに言っております。

先ほどの説明の中で、弁護士も言われたと言っておりますけれども、採用のときに説明している、更新のときにも周知をしていると言っておりますけれども、それはすべて口頭であつて書面ではないわけでありまして。そういった意味で、この労働基準法第15条第1項にも市の行っていることは抵触をいたします。

確かに、雇用期間というものが書いてあります。4月1日から3月31日までというふうに書いてありますが、やはりちゃんと明確に退職に関する事項ということを書くべきで

あります。

市の臨時職員の要綱、これは今のあれとは違う、市の臨時職員の防府市臨時職員等取扱要綱、平成12年4月1日、同じ時期につくられたものですが、この雇用通知書では、不十分ながら、その他の条件というところで、「雇用期間満了の際は、別に解職の通知をすることなく退職する」と、退職に関する事項が明記されておりますけれども、今回の留守家庭学級の指導員のものについては、このような項目は一切書かれておりません。このことを見ても、非常に周知というものが不十分であるということがわかつてお思います。

そういうことで、ことしの4月以降採用された人には口頭で5年までというふうに言っているようではございますけれども、労基法では書面による明記を義務づけていますけれども、それがされておられません。その辺のことも、労基法上まだ問題があるのではないかとお思います。

それから、第106条第1項の法令の周知義務についてですけれども、先ほど解釈の問題で、第89条、第90条、第106条と言われましたけれども、第89条と第90条については、これは10人以上の事業所について適用するんですけれども、周知義務ということは、これは10人以下の事業所についても周知しなくてははいけません。だから、これは解釈以前の問題で、解釈で2人か30人かという事業所の単位の問題は、監督署への届出義務という、こちらの是正勧告を受けた2つのうちの1つについての話です。もう一つの周知のところは、これは人数の制限がない。2人でもそれはやらなくてははいけないわけなんですよ。だから、解釈の問題と言われたのは、一つは第89条、第90条の監督署への届出の問題なんです。もう一つの周知の問題は、30人であろうと2人であろうとやらなくてはならなかったということになります。

聞くところによると、この就業規則を、こういうふうになってから各職場に周知をされたようではございますけれども、ちょっとこの辺は、まだやっぱりもうちょっと労働基準法をしっかり勉強し直していただかないといけないと思うんですが、労働基準法の第106条第1項というのは、就業規則だけを職場に置いて周知しなさいというのではないんです。労働基準法の要旨、法令それから就業規則なんです。今、その労働基準法の要旨というのもまだ職場に配布していないんだらうとお思いますけれども、そういったような、ちょっと先ほどの答弁を聞くだけでも市の不勉強というのか、労働基準法について十分に承知をされていないということが目につきます。

以上のことは、よく聞いて、さらに検討してください。今の時点で回答いただいてもまともな回答にはならないとお思いますので、回答は要りません。

それから、母子自立支援員ですが、県内同じと言われましたけれども、要するに県内同じということは、県は5年という制限をしていないということでしょう、山口県は。県内

同じということは。ということじゃないですか。

先ほど、人がかわったら新しい要綱を設けたいと言われるけれども、もう人がかわったことを前提でこれはつくっているんです。今おられる、県から継続雇用されている人は継続雇用母子自立支援員という形で特例扱いするというのが、60歳じゃなくて64歳までですよとか、年休の分は防府市じゃなくて山口県から採用されたときからずっと通算しますよとかいうことを含めて、そういうものを見込んで、そういった特例は別に書いてこの要綱をつくって、なおかつ5年の制限を設けていないわけです。

その辺ちょっと、答弁に不誠実さを私は感じるんですけども、その辺についてどうでしょうか。

それと、例えば、さっき5年が、何か本に書いてあるからと言っておられましたけれども、日本教育新聞2004年9月17日号に、一問一答、地方議会からというような記事があって、これは論議をされたのは、学校図書館に配置されている司書の問題ですけども、鳥取県の米子市議会でこういうやりとりがあります。

10年雇用については検討しているか。昨年は10年で解雇されることを憂慮し、優秀な人材が転職した。市学校図書館職員任用等に関する要綱の任用期間10年を超えない範囲の部分削除できないか。10年たったら解雇するというのは教育の現場にとって大きな損失で、結局子どもたちにしわ寄せがいくものだと考えると、これは鳥取県米子市議会で議員がこうやって質問しているわけです。教育長がいろいろ答えているんですが、終わりの方で、市における非常勤職員の雇用は単年度雇用となっており、成績優秀であれば10年を超えない範囲で更新ができるというのが枠になっているが、現段階では教育委員会だけでこの10年を取り払うことはできない。今後全庁的な立場で非常勤職員の雇用期間の検討がなされる中で、学校図書職員についてもあわせて検討してまいりたいと。この記事の見出しは、非常勤の任期は全庁的案件というふうに書いてあります。つまり、鳥取県の米子市では、非常勤の職員は防府市と違って、10年まで幅を持たせているということなわけです。だから、そういったこともやっぱり今後は考えていただきたいと思います。

母子自立支援員についてどういうふうに考えているのか、その辺だけちょっとお聞かせください。

副議長（今津 誠一君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 先ほどの5年という話にちょっと触れさせていただきましたが、いわゆる原則1年間でございます。そのことについて、例えば雇用するときに、それを5年ですよとか、市長の答弁もありましたように、それを保障しているものではありません。それぞれ1年ごとに更新して5年間という形になっているわけでございます。

それから、周知のことですが、周知については、それぞれ2人でも3人でもというふうに言われましたけれども、その雇用するとき、先ほど言いましたけれども、勤務条件通知書あるいは辞令等でそういったものに対しての周知はできているというふうに考えております。

それから、母子自立支援員についてでございますけれども、要綱を県の方からそのまま引き継いだ形で防府市の形に直してということにしております。そういうふうになったのなら新しい要綱をつくれればいいじゃないかということでもございますけれども、同じ人がそのまま来られるということで、例えば新たに要綱をつくれればその方はどういうふうになるのか、それこそ不利益な形になるのかなという懸念もありますので、そのまま要綱として使わせていただいております。

以上でございます。

副議長（今津 誠一君） 25番。

25番（田中 健次君） 御回答になっていないと思いますが、要するに県の要綱を引き継いだということは、県は制限を設けていないということでしょう。だから、そのことをはっきりと、ちゃんと認識してください。

それから、通知したとか周知したとか言っているけど、それは文書でやらなくてはならないのをやっていないということでしょう。そういうことをきちっと反省をしてください。

その辺について、もうこれでやめます。私は、指導員の代理としてこの場で交渉するような立場ではありませんから、市の労務政策すなわち労基法の適用の仕方、そういうものをただすということだろうと思います。それによって市の学童保育の充実を求めるとというのが私の立場ですので、労働基準法をきちんと勉強し直して対応してほしいと思います。そして、今回のようになるのは市民の行政不信を招くというようなこともありますので、政治的な決断があってもおかしくないと思うという意見を述べて、この件については終わります。

副議長（今津 誠一君） それでは次に、質問事項の3に飛びまして、社会科・理科等の副読本等の作成について答弁を求めます。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） まず、防府の歴史の副読本の作成についての御質問にお答えいたします。

防府市では、現在、小学校3年生と4年生の全員に、社会科の副読本「のびゆく防府」を配布し、郷土の歴史や行事、郷土の発展に尽くした先人などについて学習しています。また、小学校6年生の社会科では、我が国の歴史や遺跡、文化財を調べたり、自分たちの

郷土の歴史について理解と関心を深めたりする学習をしています。さらに、中学校の社会科では、我が国の歴史の大きな流れと各時代の特色を世界の歴史を背景に理解したり、我が国の文化と伝統を広い視野に立って考えたりする学習をしています。

さて、このたび新しく防府の歴史の副読本を作成してはどうかとのことについてのお尋ねでございますが、防府市教育委員会としては、社会科や総合的な学習の時間において、「のびゆく防府」や防府市史を活用した調べ学習をすることはもちろん、子どもみずからが課題に向かって自分の足で遺跡や文化財を訪れ、それにかかわる人たちにさまざまなことを尋ねたり、自分なりにまとめたりする主体的な学習が各学校において展開されるよう指導してまいりますので、今のところ、新たに歴史の副読本をつくる予定はございません。

続いて、「ソラール紀要」の研究成果のハンドブック化についてお答えします。

防府市青少年科学館ソラールにおきましては、平成10年に開館して以来、毎年度実施した事業のまとめとして、研究報告「ソラール紀要」を発行し、関係機関に配布いたしております。また、毎年夏休みに開催の企画展であります青少年のための科学の祭典、「おもしろサイエンス in ソラール」で行われた工作や実験をわかりやすく解説した解説集も現在発売中でございます。

御質問の「ソラール紀要」の研究成果のハンドブック化でございますが、防府市文化振興財団といたしましては、この「ソラール紀要」をもって研究報告とし、完結と考えており、現在発刊の予定はございません。

しかしながら、御指摘のように、広く市民の皆様に資料を御活用いただくことも青少年科学館の使命でございます。ただ、地方の小規模な施設で図書を刊行するということは、印刷費をはじめかなりの経費を伴い、販売数も少ないため、費用の回収も未知数でありまして、在庫を抱えるというリスクもございます。費用対効果を考慮する中で、これにかわるものとしたしまして、現在、青少年科学館ではホームページを設置し、広く皆様に御利用いただいておりますので、このホームページの管理体制をさらに整備充実して資料提供することを検討したいと考えています。

残余の御質問であります新図書館につきましては、教育次長がお答えいたします。

副議長（今津 誠一君） 25番。

25番（田中 健次君） 何か事をするというときには適切な時というものがあると思います。そういう意味で、今防府市史が完成をして、非常に適切な時ではないかというふうに思っております。前つくられた「抱きしめて防府」という副読本というのか解説書ですけれども、これは正しくは副読本と言わない方がいいのかもしれない。というのは、教室に備えつけでありますから。副読本ということになると、教科書と同じように一人ひ

とりに与えるということになりますので。しかし、私が言うような形で教科書に備えつけであれば、平成5年に課題別教育研究プロジェクトという形で160万円、予算が組まれておりますので、前につくられた、この「抱きしめて防府」というのは、多分160万円が印刷費すべてではないと思いますけれども、その規模でできるんだろうと思います。

今年度、文化財保護課は、「ふるさと散策」というパンフレットというのか、100ページ余りの冊子を刊行する予定というふうに聞いておりますけれども、これは、60数万円で事業をしておるといふふうにお聞きしました。500部、500円というような発行でされておるようですけれども、そうすれば、小学生向け、中学生向け、今それぞれの学年が1,100人が1,200人ぐらいだろうと思いますけれども、せいぜい100万円ぐらいの予算で小学生用、中学生用についてつくることができるのではないかと思います、学校へ備えつけというふうな形であれば。また、若干多少余分に刷れば、必要な人には販売する、あるいはその版を持っておれば増刷するということも可能だろうと思います。

そのことは、そういった壇上で言った教育的な効果と同時に、もう少し目先の利益で考えていっても、今新しくできた防府市史の販売促進に向上するのではないかと、こんなふうにも思います。ぜひ今後、その辺もひっくるめて再度検討していただけないか要望しておきたいと思います。

それから、ソラールの方は、在庫のリスクがあるので、ホームページの整備充実というふうな形で言われましたけれども、割と各市や町がこれに似たようなものを発行しております。萩市は、ちょっと違った形でブックレットで発行しておりますけれども、町じゅう博物館だとか、それから「萩の椿」というような本で、笠山を中心とした椿のことについて、やっぱり萩の自然という形で書いておられます。それから、最近では、「田布施の名木」というような、田布施町が発行されておるようなのも見ました。

そういう形で、防府市がやはり防府市のアイデンティティーといいますか、防府市のふるさととはこんなもんだということをも市民にアピールする、そういった効果もあるのではないかと思います。

予算規模は少なくとも、少しずつ継続して発行すると。それで、売れば増刷をして、そのときにはかなり格安で印刷できるでしょうから、そういうことももう一度検討できないのか。17年度にはもう間に合わないわけですから、18年度の予算でぜひ何とかならないのか要望しておきたいと思います。この件はこれで終わります。

副議長（今津 誠一君） 次に、質問事項2の新図書館について答弁を求めます。教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 新図書館の御質問についてお答えいたします。

まず、資料費の充実でございますが、平成17年度におきましては、視聴覚資料を含む図書購入費として2,100万円、新聞、雑誌、追録等の資料費として234万円を計上いたしております。資料費の充実は、図書館サービスの充実、利用者の増加に直結する大きな要因でございますので、厳しい財政状況の中で可能な範囲において充実に努め、駅北再開発ビル全体の活性化、繁栄に寄与したいと考えております。

次に、新図書館の開架スペースにおける席数についてお答えいたします。

現図書館の開架スペース、すなわち一般室、児童室、ブラウジングコーナー、参考室の席数の合計は147席でございますが、新図書館におきましては、開架スペースに260席以上を用意する予定でございます。このほか、はき物を脱いで上げられる親子読書スペースなどもございますし、現図書館に比べ、かなりゆったりとした雰囲気の良い座席空間が提供できるものと考えております。

続きまして、新書・文庫・ブックレットのコーナーの設置についてお答えいたします。

このことにつきましては、利用しやすいということを第一義とする新図書館全体の配架計画を作成し、その中で検討したいと考えております。

現図書館では、これらの本は一般単行本と一緒に配架しておりますが、最近の図書館では、利用者の使い勝手などを考慮する立場から、文庫本、ブックレット等は別に分けて配架すべきであるという意見が主流となりつつあり、新書につきましては意見が分かれております。当館におきましては、さまざまな利用者の声を聞く中で配架計画を作成し、新たな利用者の獲得を踏まえたこれらの本のコーナー設置について検討したいと考えております。

続きまして、大村能章関係の資料の件でございますが、レコード、楽譜等は、かつて能章の御遺族から防府市に寄贈されたものでございます。現在、アスピラートが所蔵し、大村能章顕彰会と共同で管理しておりますが、データ入力等、資料としての体系的な整理はいまだにされていないのが実情でございます。

図書館には、こうした資料のデータ入力や体系的な管理のノウハウがあり、専門的な能力を備えた司書もおりますので、新図書館への全面移転を機に所管を変更し、データ入力等の体系的整理を行いたいと思っております。

なお、公開展示の場所につきましては、従来どおり隣接するアスピラートの大村能章の部屋とするのが、両施設の連携強化という意味において適切かと考えております。

また、レコードの館外貸し出しにつきましては、旧式の蓄音機やレコードの針が市中にほとんど存在しない現在では、資料保存の観点からも困難であり、市販のCDを貸し出すことにより対応していきたいと考えております。能章関係のCDにつきましては、できる

限り収集、整理、保存、提供に努め、図書館資料の独自性を打ち出していきたいと考えております。ちなみに、寄贈されたレコードの図書館でのダビングにつきましては、音楽著作権など複雑・困難な問題が多々ありますので、現在のところ考えておりません。

最後に、郷土資料についてお答えいたします。

郷土資料につきましては、その図書館の資料的特徴、独自性が最もよくあらわれる分野でございますので、防府市、山口県関係の郷土資料について、新旧を問わずあらゆる分野の資料を寄贈や購入によって鋭意収集し、整理・保存、提供をしております。現在、これらの資料の利用頻度はますます高くなる傾向にあり、今後も従来に増して積極的な収集に努めていかなければならないと考えております。

新図書館におきましては、参考書の閲覧コーナー、一般室の貸し出しコーナーともに配架冊数をふやし、現図書館よりも拡大・充実した郷土コーナーにする計画でございます。また、展示室には、防府図書館の前身、「三哲文庫」の寄贈者であります上山満之進関係の資料を中心に展示し、検証も続けてまいります。これまでの常設展示のみならず、郷土の人物や史跡等にかかわる企画展示もするなどして、より多くの人に利用していただけるようにしてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

副議長（今津 誠一君） 25番議員さんに申し上げますが、既に質問時間の60分を経過しようとしております。申しわけありませんが、あとは簡潔にお願いしたいと思います。

25番（田中 健次君） 基本的には、私の質問の意図を酌んだ答弁をいただいたと思いますので、また細かな気づきについては、所属委員会でもありますので、その場で申し上げたいと思います。

1点だけ。席の関係ですけれども、260席というふうに言われますけれども、年間来館者を40万人というふうに想定すると、1日当たり1,481人、週1日休館で、土・日は平日の3倍利用というふうに計算すると、平日が約900人、土・日が約2,700人という計算になります。そういう計算でいって、ピーク時に何人来るかということがあるわけですけれども、260人という席はちょっと少ないような気もいたしますので、この辺、多少、また今後の、席の数ですから、余裕があれば考えていただくということだけ要望して質問を終わります。

副議長（今津 誠一君） 以上で25番議員の質問を終わります。

副議長（今津 誠一君） 次は17番、高砂議員。

〔17番 高砂 朋子君 登壇〕

17番(高砂 朋子君) 公明党の高砂でございます。それでは、通告の順に従いまして質問をいたします。

まず最初に、住宅行政について質問させていただきます。

市営住宅は、市と国が協力して整備に当たり、住宅に困窮する低額所得者の方々に対し、低廉な家賃で住宅を供給することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として整備されたものとされています。公営住宅法の規定に基づき、住宅不足を緩和する必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならないとされており、入居者の資格は、現に同居し、また同居しようとする親族があること、その者の収入が政令で定める基準の金額を超えないこと、現に住宅に困窮していることが明らかな者であることと定められております。また、平成13年4月より、市営住宅管理条例で、入居者の資格として、市町村税を滞納していない者であることの条件を定め、入居者はこれらの条件をすべて備えなければ入居できないことになっております。

公営住宅法や市営住宅管理条例の入居者資格をあえて御紹介させていただいたのは、収入基準や納税、同居の条件を満たした上で、現に住宅に困窮していることが明らかな者とされているにもかかわらず、実際のところは、ここ近年、不景気の続く不安定な社会情勢を反映してか、申し込みをされる方も多く、市営住宅の公募に対する倍率もずっと高いままで推移をしております。

今年度の数値を御紹介いたしますと、4月は8倍、7月は5.85倍、10月は1.3倍、12月は9.07倍、平均倍率は12.84倍となっております。年間57室に延べ444人の方々が申し込まれております。便利で新しいところに応募が集中する傾向性もあるかとは思いますが、要は住宅に困窮しているが、供給してもらえない状況が続いているということです。

中でも、入居を希望される中に身障者の方々もいらっしゃる、大変御苦労されているお話を聞くにつけ、行政として何か支援して差し上げられることはないかと思うのです。50歳以上の人、1級から4級の障害をお持ちの人、生活保護を受けておられる人は単身者でも申し込める、高齢者及び障害者等の世帯については、収入月額26万8,000円以下であること等の優遇措置がとられていることはありがたいのですが、先ほど申しましたように、身障者の方が公募に対しての倍率が本当に高い中で、優遇された条件で申し込みをされたとしても、いざ一般の方々と一緒に抽せんとなれば、当然外れる確率も高い。一斉が公平ということもわかりますが、抽せんで外れ、住むところがないと嘆かれる方は一体どうしたらいいのでしょうか。

私がお話を伺った方は、ある施設で、車いす生活ではありますが、御自分の持てる技術

を最大に生かされ、長年お仕事に従事され、御苦労もあったかと思いますが、定年を迎えられた大変意欲のある方です。退所に当たり、その方がいざ市営住宅を申し込むとなると、身障者用のバリアフリーの住宅は空きがなく、2段、3段の階段は大変だけれども頑張ってみようと意を決し、1階の古い市営住宅を申し込む。外れる。県営住宅を調べてみると、障害者の方には申し込みに優先枠があったのだけれども1階の募集がない等々、退所の期日に間に合わないということで、一時、家賃の高い民間のアパートに住んで、再度市営の申し込みに挑戦するとおっしゃっていました。重なる引っ越しのお金の負担や気苦労、体の負担を思うと、本当に大変だなと思います。身体的なハンディをばねにして長年頑張ってきた方が、老いて身寄りのない中で、住むという大事なことに不安をたくさん抱えておられる、この現状をどうしても知っていただきたく御紹介いたしました。

そこでお尋ねいたします。だれもが安心・安全に暮らせるまちを目指す防府市として、住宅行政にもさまざまなお取り組みをしていただいておりますが、本当に住宅に困窮している方をもっと絞り込み、厳しい状況を把握し、その方々に選考の際の優先枠を設けて対処していただく方法はないのでしょうか。

参考までに県内の状況を御紹介いたしますと、昨年12月時点ですが、入居者が20歳未満の子を扶養している寡婦、高齢者、障害者等の場合、特別枠を設置して、公開抽せんを優先的に行っている市は、萩市、岩国市、小野田市、長門市、柳井市の5市でありました。萩市、岩国市、長門市、柳井市とも、優先枠で外れた人は、再度一般枠で抽せんが可能となっています。小野田市においては、優先枠で外れた人は新築のみ一般枠での抽せんとなり、空き家入居は申し込み順です。下関市は、優先枠をつくっていませんが、年一度行う優先登録の制度により対応しているとのことです。

これらの状況を知るにつけ、社会的に弱者の方々に光を当てることに力を注いでいらっしゃる様子わかります。防府市に住んでよかったと喜んでいただける福祉充実の町を皆様知っていただくために、優先枠設置、防府方式なるものをぜひとも発信していただきたく強く要望するものですが、本市のお取り組み、お考えをお聞かせください。

次に、環境対策のお取り組みについてお伺いいたします。

1997年12月、京都で気候変動枠組み条約の締結国会議が開かれ、世界が長期的な温暖化防止に向け第一歩を踏み出しました。その当時は、温暖化により海面上昇が起これり、小さな島々が沈んでしまうという危惧が主でしたが、近年さらに温暖化は進み、異常気象という恐怖の度合いを強めております。

去年のたび重なる台風も、太平洋の海面温度が上昇したことにより異常発生したものです。干ばつ、熱波、豪雨、洪水等、近年の自然災害は、環境破壊によってもたらされた人

災と言えるでしょう。温暖化の元凶である二酸化炭素は、利益を追求し続けた人間の振る舞いが生み出したものです。日本において、1人当たりの二酸化炭素排出量は、アメリカに次いで2位、電化製品に囲まれた快適な暮らしの陰で多くの人々が犠牲を払っているという現実を私たちは忘れてはならないと思います。

すぐそこに迫っている危機的状況下、2月16日、京都議定書が発効されました。本年が議定書の約束の達成を左右する極めて重要な年であると言えます。このときに、私たちが行政に携わる者として、脱温暖化社会の構築について、再度議論していく必要があるのではないのでしょうか。

平成16年12月議会において、先輩議員の質問に対し、京都議定書発効に伴う本市としてのお取り組みを聞かせていただきました。地球温暖化防止対策の推進に関する法律に基づき、平成12年度策定の防府市役所環境保全率先実行計画の徹底、推進を図り、市も事業者であり、消費者であるとの立場から、温室効果ガスの排出抑制等に取り組んでいるとのことでした。

私も、昨年、議員という立場をいただき、勉強のために市役所内のさまざまな部署に向かせていただくことがふえました。市民の方々がいらっしゃるところは別として、どの場所も節電が徹底され、暖房の設定温度も低いことがわかり、感動いたしました。しかしながら、市民の皆様のリーダーシップをとる行政機関としては当然のことかもしれません。

市民の皆様に向けては、太陽光発電システム設置補助、ごみ減量容器及び電動生ごみ処理機の購入補助、ごみ分別、ごみ資源化、減量化等に対する助成等々、大事な施策だと思えます。また、平成17年度中に防府市環境基本計画を策定し、市民の皆様に向けて、環境に優しいライフスタイルの確立のため、環境意識の普及啓発を図りたいとのことでした。議定書発効に伴い、温暖化防止への取り組みは、国は国で力を入れて国民に対してかなりのアピールがあるでしょうし、マスコミ等でも取り上げられることが多くなるのではと予測される中、本市は本市として環境基本計画策定に向けての大切な時期でもありますので、より多くの市民の皆様に向けて情報を発信し、また市民の皆様からのお知恵を集約して、環境意識の普及啓発に取り組んでいく絶好のチャンスと言えるのではないのでしょうか。

ただ、啓発という言葉は大変大切な言葉ですが、具体性が伴わないと、都合のいい言葉にもなります。市民の皆様には、地球温暖化防止について、事の重要性をお伝えする必要があります。CO₂排出量の15%以上を占める家庭部門は、1990年比で29%も増加しており、私たちにとって一番身近な家庭における削減協力が不可欠であることを知っていただくことが大切だと思います。

環境問題の盲点は、危機的状況だという現実を知らなければ、地球の破壊に加担をして

いくことだと言われております。知ることが力になり、その上で身近なところからできることを探し、体験し、持続する。取り組みの中で成果の出たことは顕彰していく、広げていく。例えば、近いところであれば、安易に車に乗らず歩く習慣を身につける1日1万歩運動、どうしても車を使用する場合には、アイドリングストップ運動や急発進や急制動を避けるエコドライブ運動を、大量消費の生活スタイルを見直す「何でももったいない」を合言葉にして省エネを実践し、物を大切に使う運動などはいかがでしょう。また、地球温暖化防止月間と銘打ち、スローガンにもなるような標語や合言葉を募集し、より多くの市民の皆様が目につけ、耳に触れるようにするなどの工夫により、環境意識の普及・啓発、そして取り組み・定着ができればと思います。

そこでお尋ねいたします。急がれる防府市環境基本計画策定に向けてのお考え、市民の皆様への地球温暖化防止の啓発運動推進についてお聞かせください。

次に、地球温暖化防止に関する児童・生徒への環境教育について質問させていただきます。

先ほどより、市民の皆様に向けての啓発運動の推進の重要性を述べさせていただきましたように、環境への意識を高める、また変えていく大事な時を迎えております。環境問題とは、人間の生き方の問題と言われています。昨年台風被害のとき、強風でかなりの瓦れきが出ましたが、各自治会館の駐車場や少し広がっている道路のそばに次から次へと積み上げられていきました。我が家も、よそから飛んできたトタンを持ち込みました。助かりました。数日すると、冷蔵庫や扇風機、大型のソファ、車のタイヤやバッテリー等と、これでもかというくらい、この際と出された大型・中型不燃ごみが山積されていたのを市内のあちこちで見かけました。

我が家の子どもたちも、通学路などでそんな様子を見ておりますので、「お母さん、何でこんなもの、平気で出すん」と聞いてまいりました。「ルールを守って、『我が家は、そんなことはしない』と決めた人がふえれば、こんなことにはならないね」と答えました。「赤信号、みんなで渡れば怖くない」はとんでもないことです。「みんながやっているから、私も」では、環境は破壊の一途をたどっていくのだと思います。それらの様子を子どもたちはしっかりと見て、脳裏に焼きつけて育っていくのです。

温暖化の問題に限らず、水の問題、ごみの問題、森林保護の問題等々、あらゆる場面で環境破壊へと突き進んでいる中で、未来を担う子どもたちをどう守り育てていけばいいのか、どう大人が範を示していけばいいのか、何を教え、伝えていかななくてはならないのかをいま一度考え直さなければならぬ時が来ていると思います。

家庭、学校から広がる環境づくりがさらに大事になってくるのではないのでしょうか。そ

のために、学校と家庭の連携が不可欠になってくると思います。今までも、学校からすばらしい取り組みを発信していただきました。発信する側としては、「発信しました」となりますが、受信する側の家庭に問題があることもしばしばの状況もあり、功を奏していないこともあります。小学生であれば、ランドセルの中身を取り出しながら、「ねえ、お母さん」で始まる会話の中に教育が散りばめられていると思います。

我が家にも小学校6年生の男の子がおりますが、ランドセルの中に大事なプリントがしわくちゃになって数日入ったままになっており、冷や汗をかいたことがあり、対話の重要性を痛感したことがあります。環境を大事にすることは、命を大事にすることにつながります。心がすさんだ時代と心配される方がたくさんおられます。家庭の中で環境の大切さを語り合い、身近なところから、できることから始めていく。その中から命の尊さを学び、心を耕していけるのではと思っております。そのために、教育委員会の御指導のもと、学校という身近な場から環境についてのさらなるお取り組みを発信していただけないものだろうかと考えているところでございます。

具体的には、今までも取り組んできていただいておりますが、さらに総合学習の場で学んだり、またその発表の場を設けて、保護者の方や地域の方々にも広く見て知っていただく。夏休みに、環境について学ぶ項目の宿題を具体的にプリントなどで示して、家庭で取り組めるようにする。夏休み明けには、僕たちの、私たちのエコロジー展などの展示が各学校で開催されるとか、夏休みのお手伝いも、「環境を守るために何ができるかな」等のテーマを決めて取り組むとか、さまざまなことが考えられると思います。

家でのお手伝いについて、気になるデータがありましたのであわせて御紹介いたしますと、2003年、IEA、国際教育到達度評価学会の調査、中2の子を対象ですが、我が国のお手伝いは1日平均0.6時間、国際平均は1.3時間。ちなみに、テレビやビデオを見る時間は日本が第1位で平均2.7時間、国際平均は1.9時間ということでした。お手伝いということも大変大切な教育と感じております。

何はともあれ、京都議定書発効という環境問題にいま一度強く関心を持ち、さらなる取り組みを開始しなければならないタイムリーな時に、児童・生徒への環境教育という点からの本市のお考え、またお取り組みをお聞かせください。

以上で、壇上の質問を終わらせていただきます。

副議長（今津 誠一君） 17番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、地球温暖化防止の啓発運動についての御質問にお答えいたします。

地球温暖化対策をはじめとした環境問題は、議員御指摘のとおり、環境に配慮した社会経済システムの構築や環境技術の改革とともに、一人ひとりが環境の現実を知り、自分は何をなすべきかという意識の改革への取り組みが大変重要となってまいります。

京都議定書の発効を受けて環境省は、今年度、特に家庭や学校に焦点を当て、家庭、学校から広がる環境の国づくりを重要施策として取り組むこととしており、6月の環境月間には温暖化防止大規模国民運動のキャンペーンを予定しております。

身近な暮らしから始まる環境改善として、個々の部屋でテレビを見たり、家族がばらばらに食事をとったりせず、家族の団らんを取り戻す家庭レベルでの和の社会の再構築が省エネ、ひいては温暖化防止の手段の一つであると考えられます。

本市におきましては、特に生活の中心となる家庭レベルでの環境に優しい活動や、心掛けによるライフスタイルへの転換を促進してまいりたいと考えております。また、スイッチはこまめに切る、水やお湯は流しっ放しにしない、アイドリングはやめるなど、市独自のより具体的で、子どもから高齢者までだれでも取り組みに参加できる内容とした防府市環境基本計画を、初日の一般質問で藤本議員の御質問にもお答えいたしましたように、平成17年度中に策定してまいりたいと考えております。

なお、啓発運動の推進につきましては、市広報、ケーブルテレビ、学校における環境教育等、あらゆる機会を通じて地球温暖化防止に向けた情報の発信を積極的に実施し、環境意識の啓発に努めてまいります。

残余の御質問につきましては、教育長並びに土木建築部長よりお答えいたします。

副議長（今津 誠一君） 教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 続きまして、地球温暖化問題に関する児童・生徒への環境教育の実施についてお答えいたします。

環境問題に対して、児童・生徒一人ひとりが生涯にわたり主体的に取り組むことが欠かせない現代において、環境教育の充実は、本市教育にとって重要課題の一つであります。

環境教育は、身近な生活から環境に関する認識を深め、環境や命を大切にする心をはぐくみ、環境保全に主体的に取り組む態度を育成することを目的としております。現在、市内小・中学校で、理科や社会、家庭科などの教科で、地球温暖化が及ぼす地球規模での被害を学習したり、ごみのリサイクル活動などを通じた環境を保全する学習に取り組んだりしております。

また、総合的な学習の時間では、校内の二酸化炭素濃度の測定をしたり、インターネットを利用して平均気温の変化を調べたりするなど、今年度、市内8校の小・中学校で地球

温暖化問題についての学習に取り組んでおります。さらに、その学習の成果を文化祭や学習発表会等の機会で発表し、他の児童・生徒や保護者を含めた地域の方々の関心を高めた例もございます。

防府市教育委員会といたしましては、京都議定書が発効となったことしは、地球温暖化問題を含め、環境教育の絶好の機会であると考えており、環境に関する調査活動等の学習はもとより、各学校における発表活動や啓発活動が一層積極的に行われるよう指導してまいります。

また、環境教育では、学校・家庭・地域社会の連携が重要であることから、海辺のクリーン作戦のような環境保全に取り組む地域の活動に児童・生徒がより積極的にかかわるよう支援してまいりたいと存じます。

副議長（今津 誠一君） 17番。

17番（高砂 朋子君） 環境問題に対して、大変前向きな御回答、またお取り組み等の御紹介、本当にありがとうございます。

国の政策として、6月の環境月間に大々的に国民大運動が行われる、そういうふう聞いております。また、その御紹介も、今市長さんの方からございました。その6月に向けて、絶好の機会でございますので、市民お一人お一人に環境の意識を呼び起こしていただき、また啓発になるようなお取り組みの発信をぜひともお願いしたいと思います。

一つだけ、ちょっと御確認をさせていただきたいと思うんですけれども、先日の先輩議員の質問に対しての御答弁の中にも少しあったかとは思いますが、環境審議会なるものの立ち上げをされる、また防府市環境基本計画の策定に取り組んでいかれる、この年度中にといいことでございましたけれども、この環境審議会なるものの座長になられる方、また人数などの規模、またどのような立場にいらっしゃる方々がメンバーに加えられるのか、また立ち上げの時期等も、少しでも決定している事項がございましたら、再度お聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

副議長（今津 誠一君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） ただいま、審議会の委員の人数、それと審議会の立ち上げの時期ということで御質問いただきましたけれども、現在、私どもの生活環境課に主軸となって基本計画をつくっていただく方がおります。この者は、既にいろいろな情報等々を整理しながら、土台となるものは、今策定しつつあります。

その中で、やはり環境問題と申しますと、かなり広範囲な問題を考えていかなければなりませんし、さらに専門的に深く研究していかなければならないというものもございますので、実際、現在審議会の委員さんのメンバーと申しますか、具体的には、はっきりはま

だいたしておりません。

それと、審議会の開催時期でございますけれども、先ほど申しましたように、ある程度のごしらせ、まず、庁内でのそういったプロジェクトというものは早急に立ち上げてまいりますけれども、一般市民、いわゆる外部の方々、専門家の方々をお願いしての審議会というものにつきましては、まず土台と申しますか、そういったものの準備ができてから、ある程度そういった、またいろいろな方面から御意見をいただくというふうな形で基本計画の策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

副議長（今津 誠一君） 17番。

17番（高砂 朋子君） プロジェクトチームというようなものを庁内で早く立ち上げていく、またその土台をつくってから市民の皆様にもというお話がございました。やはり、いろいろな知恵というのは、たくさんの方々から集約していけばさらにいい知恵、またいい発信ができるのではないかと考えております。あらゆる角度からの斬新的な御意見、お知恵が集約でき、反映できるような審議会を一日も早く開催していただけるよう要望したいと思います。

そこで、ちょっと一つだけお話を御紹介いたします。

先日、ケニアの環境副大臣のワンガリー・マータイさんという女史が来られました。マータイさんは、環境破壊に苦しむ農村女性を救うために、1977年にグリーンベルト運動を創設。自国の砂漠化を憂い、御自宅の裏庭にたった7本の植樹をされたとのことでございました。その小さな取り組みの一波は、いまや3,000万本へと広がり、環境保護、民主化、女性の地位向上への万波と広がっていったということでございます。昨年12月に、そのことの功績によりノーベル平和賞を受賞されております。1人から始まること、また1人から始められることの大切さを私も一女性として、また一母親として痛感したわけでございます。

審議会の立ち上げを早く、またより多くの方々の御意見をと申しましたのは、一人でも多くの市民の皆様環境を大切にすることを呼び起こしていただくためにも効果的なのではないか、そのように思っております。環境意識の普及・啓発へのさらなるお取り組みを発信していただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

また、環境教育という観点からのお取り組みの御返答、本当にありがとうございました。私も子どもがおりますので、我が家でしっかり、また環境のことを語り合い、我が家からできること、きょうからできることを探しながら頑張っていきたいと、このように思っております。これからの御発信をぜひともよろしく願いをいたしまして、この項の御質問を終わらせていただきます。

副議長（今津 誠一君） 次に、質問事項 1、住宅行政について。土木建築部長。

土木建築部長（金子 正幸君） では、市営住宅への入居希望者の選考についてお答えいたします。

市営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住居を提供することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として建設いたしているものでございます。

御承知のとおり、入居者資格につきましても、収入基準、市町村税納入、同居の条件を満たしている者など、さまざまな制限がある中で、住宅に困窮していることが明らかの方々が対象となっております。

そのような状況の中で、お尋ねの、真に住宅に困窮している方をもっと絞り込み、選考の際に優先枠を設けてほしい、対処してほしいとの御要望でございますが、最近の市営住宅入居申込者の状況から推察いたしますと、社会的弱者と言われる寡婦や母子世帯の方々や高齢単身者の方々が多く見られることから、身体障害者の方々への優先枠の設定か、また母子世帯を優先させるのかなど、優先枠導入に向けての対応が課題となっております。

したがいまして、現時点では、入居を希望されているの方々すべてが住宅に困窮されている方々であると判断して対応しておりますが、身体障害者の方々の優先枠を設けるのか、またどのような対応が可能であるのか、他都市での対応も調査しながら検討したいと考えております。

以上でございます。

副議長（今津 誠一君） 17番。

17番（高砂 朋子君） ありがとうございます。市営住宅に申し込まれる方というのは、本当に困窮していらっしゃる方が大変多い、御答弁の中にもありましたとおりでございます。私が壇上でも申し上げましたように、特に気になっておりますのが身体障害者の方々なんですね。その中でも、身寄りがなく、また高齢でいらっしゃる方々は、本当に一体どこへ、そういうふうな思いでいっぱいでございます。

今申されましたように、線引きをすることというのは本当に難しいことだとは思いますが、けれども、実際、県内で実施できている市が幾つもあるわけです。その選考基準の設定というのは本当に難しいかもしれませんが、その辺のところをしっかりと取り組んでいただいて、本当に喜んでいただける施策を講じていただければと思っております。

壇上で御紹介した方の、同じく障害をお持ちの友人は、岩国市に住んでいらっしゃるようですけれども、岩国市においては、優先枠設置のおかげでスムーズに市営住宅に入居できて大変喜んでいらっしゃるというお話を、私が御紹介した市内の方は聞いていらっしゃる

るわけです。その友人に「おまえのところは冷たいのう」と言われたと、大変悔しい思いをしたと私におっしゃってくださいました。どうか、そういった悔しい思いをしてまでもこの防府のまちが好きだ、この防府のまちに住みたいとおっしゃるけなげな市民の皆様のために、ぜひとも市長の御英断を強く希望して、私の質問を終わります。

以上です。

副議長（今津 誠一君） 以上で、17番議員の質問を終わります。

副議長（今津 誠一君） 次は、4番、山下議員。

〔4番 山下 和明君 登壇〕

4番（山下 和明君） それでは、通告の順に従いまして質問いたします。

最初に、防災対策について質問いたします。

21世紀の国際的な防災戦略をテーマとする国連防災世界会議が、本年1月18日から5日間の日程で神戸市で開催されました。約150カ国の防災担当閣僚、行政実務者が一堂に会し、異常気象や自然災害による人命喪失、経済的損失が世界的に拡大する中、被害を軽減するための国際的な防災体制の確立などが協議されました。

昨年末のスマトラ島沖地震による津波が甚大な被害を及ぼしたことから、インド洋での津波警戒システムを早期に整備するための関係国を交えた特別会議が急遽追加され、警戒システムを構築するには技術や資金が不可欠で、先進国を中心とする国際協力体制をいかに構築するかが会議の焦点となりました。

昨年、2004年は、我が国でも梅雨前線による豪雨や大型化した台風などによる風水害は甚大な被害を各地にもたらしました。山口県でも、台風16号は、8月30日、防府市付近に再上陸し、台風18号は9月7日、県内を暴風域に巻き込み、各地で猛烈な風が吹き荒れ、深いつめ跡を残し、多くの負傷者が出ました。また、10月23日には新潟県中越地方を震源とする地震があり、震度6強3回、上越新幹線が脱線、地震による死者、けが人が多数出ましたことは記憶に新しいところであります。国の方でも、昨年相次いだ日本列島を襲った一連の台風災害や新潟県中越地震を踏まえ、災害に強い国づくりに全力を挙げる方針であります。

それでは、ここで、防災対策として、避難所生活の運営計画作成についてお尋ねいたします。

山口県防府市において、大規模自然災害がこれから先、ないとは言い切れません。世界的な異常気象、地球温暖化は予想を超えるスピードで進んでおり、近年世界では、猛暑や洪水、干ばつなど、温暖化の影響とされる異常気象が頻発しています。京都議定書が2月

16日に発効したことは御案内のとおりであります。

避難所での生活が大きくクローズアップされたのは、阪神・淡路大震災のときでした。報道でも流れましたが、超過密な居住スペース、見知らぬ人との集団生活、ストレスを一層高め、そこでは多くの問題が生じていました。この震災から10年、全く同じことが新潟中越地震で再現されることとなりました。

では、避難所での生活や問題にどのように取り組めばよいのか、そうした教訓から言われていることは、避難所の運営主体を明確にしておく必要があるということです。行政機関の役割は、主に食事の提供など、物資面での支援が中心となりますが、このような前提を踏まえ、避難所の運営を円滑に行うためには、住民と行政機関が協議して、ふだんから避難所生活の運営計画を作成しておくことが不可欠だと考えますが、御所見をお伺いいたします。

2点目は、自主防災組織の構築についてお尋ねいたします。

自分たちの住む地域にどんな災害の危険があるのか、過去の歴史や行政が作成するハザードマップ、災害予測図などを通して把握しておくことや、障害者や高齢者の対応はどうか、津波や高潮の危険がある地域では、避難経路の確認をするなどの備えが大事となります。阪神・淡路大震災の際、生き埋めになった人の多くが、同じ地域に住む被災者に救出されたことからわかるように、大災害時に行政のできることは限られています。

そこで、前段申しましたが、自然災害のリスクが増している今こそ、地域住民の住民組織による自主防災組織の構築によって災害への予防意識を高めることが求められていますが、御所見をお伺いいたします。

次に、「街の灯りを増やす運動」について質問いたします。

近年、さまざまな凶悪犯罪が続発し、「安全、安心のまちづくり」のための防犯対策は、住民の切実な要求となっています。全国の年間犯罪発生件数も、20年前に比べると、現在では2倍の約300万件にも達しており、極めて憂慮すべき事態であると言わなければなりません。そうした緊急の課題として、昨年9月議会において、安全で安心なまちづくり、防犯対策の強化について要望したところであります。市民の声として、夜道を照らす防犯灯や公安灯の増設を求める意見、要望が数多く寄せられています。そこで、夜間における犯罪の防止と市民の交通安全を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりをさらに推進することを目的とした「街の灯りを増やす運動」に取り組んではどうでしょうか。

現在、防犯灯は、交通安全と防犯上必要な公共街路灯を普及するため、自治会で設置し、新規取りつけは1基1万2,000円、取りかえ費は4,000円が自治会に補助されており、防犯灯の電気料金は3カ月分、25%を助成しています。平成16年度を参考にし

ますと、助成の対象となる防犯灯の数は、全市で約 6,800 灯、それに伴う電気料金の助成額は約 470 万円となっております。

そこで、お尋ねいたしますが、安全で安心なまちづくり、犯罪を起こしにくいまちづくりとして、現在の防犯灯設置にかかわる取り付け費用の全額補助と電気料助成金の交付額を 6 カ月分、50% に引き上げ、「街の灯りを増やす運動」を推進することができないのか、御所見をお伺いいたします。

2 点目は、公安灯の増設についてお尋ねいたします。

自治会では、防犯灯の設置推進が思うようにならないさまざまな問題や状況があります。現在、市が管理している街路灯は、市内で約 600 カ所、電気料金と修繕料を合わせると約 520 万円が支出されており、公園灯においては約 150 カ所、約 240 万円が支出されています。それら公安灯、街路灯や公園灯は、公共性の強い場所に限定して設置していますが、市民の安全と安心な暮らしをさらに推進するために、設置条件を見直し、例えば通学路や犯罪上不安のある場所付近等は、状況に応じ判断して公安灯の灯りをふやす方向で検討していただきたいのですが、御所見をお伺いいたします。

次に、道路側溝の浚渫について質問いたします。

車社会の著しい発展に伴い、道路整備の必要性は急速に高まり、地域連絡道路の整備によって、我々の日常活動は広域化してまいりました。一方、自動車交通量の増大によって、歩行者の安全を図るため、歩行者や自転車が車道に飛び出さないよう、歩道の必要性と安全性の確保が要求されてきました。その歩道部分には、雨水対策も含め道路側溝を設置されることが望ましいと思いますし、道路側溝の設置については、地域からの要望も多いところでもあります。よって、歩道としている路肩部分の安全を考慮して、道路側溝にはコンクリート蓋、旧のものであれば 1 枚約 65 キログラムあるそうですが、コンクリート蓋が設置されています。しかし、道路側溝も長年たまった土砂を取らないでいますと、雨水処理機能が低下してしまいます。

道路行政の目的は、基本的に道路整備と機能の円滑を図ることです。市道であれば、道路、歩道、側溝の維持管理は防府市道路課ですが、道路側溝の清掃については地元で対応をお願いされているところでもあります。

そこで、お尋ねいたしますが、住民では、道路側溝の土砂浚渫が困難な陳情に対し、状況に応じて道路管理者がバキューム工法等で道路側溝の雨水処理機能の回復を図ることができないものか、御所見をお伺いいたします。

以上で、壇上にての質問を終わります。

副議長（今津 誠一君） 4 番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） まず、防災対策についての御質問にお答えします。

昨年は、全国で豪雨や台風による災害が多発するとともに、新潟県中越地震により甚大な被害を受けるなど、さまざまな傷跡が今なお残っており、全国各地の災害に関するニュース等を目の当たりにし、防災体制のさらなる充実強化の必要性を痛感しているところでございます。

最初の御質問の避難所生活の運営計画作成についてでございますが、幸いなことに、これまでの避難は一時的な避難所設置で済みましたが、大規模災害が発生し、長期にわたる避難の場合は、避難所生活の運営計画が必要になります。したがって、今後、関係機関や市民の皆様様の御意見を参考にして、計画の作成に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織の構築についてですが、災害時における防災活動についての今までの事例として、防災関係機関のみでは十分に対応できていなかった例が多数報告されております。そのようなときに、被害を最小限にとめるため、自分たちの地域は自分たちで守るという考えのもと、地域の皆さんで構成された防災組織が大きな力を発揮することは議員御指摘のとおりでございます。

このため、昨年1月、全自治会長さんを対象に、自主防災組織リーダー研修会の開催を皮切りに自主防災組織づくりをお願いしてまいりました。今後もさらに組織される地域がふえるようお願いし、各自治会において組織づくりができるように、市といたしましてはできるだけ援助を行ってまいりたいと考えております。

次に、街の灯りを増やす運動についての御質問にお答えいたします。

私は、常日ごろから、安全で安心な市民生活の確保のために、防犯対策や交通安全等のさまざまな施策に取り組んでおります。本市における交通安全と防犯上必要な防犯灯を普及するために、自治会において設置、維持管理されている防犯灯につきましては、「防犯灯設置・取替補助金交付要綱」により、新設の場合は、議員もお話しになりましたように、その1灯における設置費用のうち1万2,000円、取替につきましては4,000円の補助金を交付しており、電気料補助につきましては3カ月分の電気料を補助させていただいております。この電気料補助は、平成12年度から増額もしておりますし、県内13市の中では本市と光市だけの制度のものでもあります。また現在、本市の自治会に対する補助金を総合的に見ますと、そのほかにも独自の補助金制度もあり、一自治会当たり、あるいは一世帯当たり、いずれも他市と比較しても多額の補助がなされております。

したがいまして、防犯灯設置・取替費用・電気料の補助金の増額の御要望につきまして、直ちに補助金の増額のみを検討することは難しいと考えます。しかしながら、現在の社会情勢などから、防犯灯は市民の皆様にとりまして、防犯の上からも必要なものであると考えておりますので、今後、自治会の皆様からの御意見もお聞きし、このことについて、自治会補助金全体の見直しの中において協議・検討してまいりたいと考えております。

次に、街路等や公園灯などの公安灯の増設につきましては、地域の自然条件や社会条件、さらにはそれぞれの規模や性格を十分に考慮し、設置が必要な場合には、費用負担のあり方も含め検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

副議長（今津 誠一君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時 開議

副議長（今津 誠一君） 休憩を閉じて、会議を再開します。午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

4番。

4番（山下 和明君） 防災対策についてであります。壇上でも申しましたが、昨年相次いだ日本列島を襲った一連の台風災害や新潟県中越地震では、改めて日本は災害の多い国と痛感したのは私だけではないと思います。

そこで、避難所生活の運営計画作成についてであります。先ほど御答弁いただきましたが、今後、関係機関を通じ、避難所運営計画については前向きな対応をいただけていると思っております。

避難所生活は、大勢の人が一堂に暮らすこととなります。そこで、秩序を保つために、事前に構成しておくと言われている事柄は、一つは消灯の時間や食事の時間、携帯電話やペットの扱いなどについて、次に、避難所となる学校などの使い方、また利用できる施設のエリアについて、次に、避難所を運営するための組織、体制づくりであると言われております。災害で生じた各地の避難所生活の教訓を忘れることなく、大規模災害が防府市でも起こり得ることを想定しながら、ふだんから住民と行政合同で長期の避難所運営計画作成について、積極的な対応を求めておきます。

次に、避難所生活に関連して、自主避難について何点か質問させていただきます。

台風も大型化してきておりますが、よく市町村から避難勧告が出なかったことが問題に

なります。ですから、勧告が出なくとも、住民みずから避難をしていく、こうした心構えを根づかせていくことが人命や被害の軽減につながると思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

副議長（今津 誠一君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 自主避難の対応でございますけれども、現在防府市におきましては、災害が発生するおそれがある場合や、実際に災害が発生しまして避難を要する場合には、市民の安全を確保するために、あるいは被災者の避難生活の場として、市内に63カ所の施設を避難所として指定をいたしております。近年、台風の接近の場合には、警報の発令前から、早期に自主的に、自主避難をしたいというお申し出が数多く出ております。避難所によりましては、職員の配置等で大変苦慮してきたところでございます。

自主避難の際の避難場所としまして、災害対策本部未設置の場合には、あるいは早期の自主避難を求められた場合には、対応が容易になるように、昨年の台風の教訓で63カ所あった避難所を、自主避難対応用といたしまして、公民館15カ所と福祉センター4カ所を早期の自主避難の対応場所として指定をしかえたところでございます。これらは、例えば学校の体育館あたりでは板の間だけであるというようなところよりも、畳あるいは給湯もできる等々、空調もきいているというようなところで、63カ所から19カ所に自主避難の場所を指定しかえましたので、このあたりについてはかなり改善されたのではないかなと思います。

また、自主避難される方には、時間的にかなりの余裕がございますので、いわゆる毛布等、必要なものは持参していただくようお願いをしておりますし、まだ警報等も出ていなければ、最近コンビニエンスストア等、食料等も容易に買いに行かれますので、食料も自前の調達をお願いいたしております。

しかしながら、昨年の8月30日の台風の自主避難ではございますが、夕刻に買い物に行けなかったときに風が吹いたというようなこともございましたので、これは必要に応じてということで、おむすびを避難されている方にお届けをしたところでございます。

今後も、改善できるものは改善しつつ、災害による避難の状況あるいは避難者の状況によりまして適切な対応をしていきたい、そのように考えております。

なお、自主避難につきましては、最近、マスコミ等の呼びかけもかなり行き渡っておりまして、私どもが想定する以前に、早く自主避難される方が多くなっているというのが実情でございます。

以上でございます。

副議長（今津 誠一君） 4番。

4番(山下 和明君) 今の質問は、住民みずから避難をしていく心構えを地域に根づかせていくということを質問したわけでありましたが、全体的な自主避難についての御回答でありました。

もう1点、2点、質問いたしますけれども、近年では、メディアを通し、情報も早く入ります。そうしたことによって、自然災害の認識も高くなってきているようであります。台風が接近いたしますと、特に高齢者ひとり暮らしの方、また障害を抱えている方にとっては大変な不安であろうかと思えます。高齢化社会にあって、自主避難を早めにとられる方々も今後ふえるのではないかと思うのでありますが、どうでしょうか。

あわせて、今、自主避難場所として合わせて19カ所になるかと思えますが、指定された避難所のバリアフリー化の問題もあろうかと思えますので、受入態勢についてお伺いいたします。簡潔にお願いいたします。

副議長(今津 誠一君) 総務部長。

総務部長(嘉村 悦男君) 自主避難については、関係の法令等が変わりまして、いわゆる災害弱者の方についての項目について、法令の改正があるやに聞いております。昨年的一般質問でもお答えしましたように、その改正を待ちまして、災害弱者の避難方法について、さらにマニュアル化に向けていきたいと思えます。

それから、いま一つ、議員さん御指摘がございましたように、自主防災組織、地域の方は地域で守るといったものについては、この自主避難等について大変有効ではないかなというふうに考えておりますので、それらの2つの方面からあわせて検討していくことといたしたいと思えます。

それから、バリアフリー化等々でございますが、自主避難に指定しておりますところは、主に公民館、福祉センターでございますが、例えば玄関のスロープ等についてはそれなりの改善はしてきたところでございますか、それが長期間になるというところについては、またそのあたりのバリアフリー化、長期滞在になるときについてのバリアフリー化については、その施設をよく検討しておりませんので、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

副議長(今津 誠一君) 4番。

4番(山下 和明君) 次に、自主避難をされた方々を受け入れることで、先ほど、毛布とか食品については住民が持参をしていただくというようなお話でありましたけれども、私は、最小限度の準備が必要であろうかと思えます。毛布だとか飲料水だとか保存食のストックも、やはりある程度必要だと思うんですけれども、その辺の私の見解と先ほどの御答弁、若干すれ違うんですが、こういった要望に対して、お答えお願いしたいと思います。

副議長（今津 誠一君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 自主避難につきましては、時間的にすごく余裕がございます。台風の来る、一番早い場合には、24時間以上前から自主避難をされているという事例もありました。通常、12時間以上前から避難をされているという例が多くございます。

各公民館等に、これは避難者用の毛布ではありませんけれども、若干の毛布等もございますので、昨年の台風の場合につきましては、それらの毛布等を、不足している場合には活用させていただいたというものでございます。

それから、食事等の配慮ですが、台風16号におきましても、夕刻に台風が来たということで、これは食料を買いに行くことができませんでしたので、自主避難の方におむすびをお届けしました。また、台風18号におきましても、これは真っ昼間から来たわけですが、夕方に向けて、避難者の数だけ弁当を配らせていただきました。というふうに、その災害あるいは状況に応じて対応してまいったわけでございます。

原則は、やはり自主避難で、時間に相当余裕がある場合については、やはり毛布等あるいは自主避難で時間的な余裕がある場合についてはコンビニ等で食料は手配していただきたい。緊急の場合については、行政もそれなりに対応しているという状況でございます。

副議長（今津 誠一君） 4番。

4番（山下 和明君） そうしますと、住民に対して、自主避難する場合には、みずからコンビニにおいて食事等、毛布等の持参をするということを徹底しなければならないわけでありまして。よろしくその辺の徹底もお願いしたいなと思います。

先ほど、前段でも申しましたけれども、自主避難をされる、その心配をされるという方、高齢者おひとり暮らし、障害をお持ちの方が、私はそういった不安が募るだろうと思います。ですから、そういった方々がコンビニに行って用意をされるというのも大変だと思いますので、多少の保存食のストックも必要ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、自主防災組織の構築についてであります。大災害の直後は、交通の麻痺によって地域が閉ざされてしまいます。外部からの迅速な対応が困難となるため、その地域の災害対応能力が直接影響することになります。その災害対応能力、いわば防災力を高めるには、地方自治体の公助だけではなく、住民による自助と共助を総合的に高めることが大事であるとされております。施政方針の中で、自主防災組織の育成を図ることが示されておりますし、先ほどの御答弁もいただいておりますので、当局の御努力に期待して防災対策の項については終わります。

次に、「街の灯りを増やす運動」についてであります。昨年11月に市議会選挙があ

りましたが、寄せられた声に、夜も安心して歩けるまちにしてほしいという願いが多いようでありました。そこで、「街の灯りを増やす運動」について質問をいたしております。

我々は、夜道を車で通行することが多いもので、夜道が暗いことをとにかく忘れがちであります。交通弱者にとっては、犯罪や交通量もふえており、夜道は不安であろうかと思えます。先ほど御答弁いただきましたが、防犯灯、公安灯について、特に防犯灯については、制度的に平成12年度に補助金を上げておるということで、他市より多額の助成をしておるといような御回答でありましたし、公安灯については、費用のあり方について検討したいということなんですが、今までも御努力、よく理解できますし、ここで1点お尋ねしますけれども、財政事情も理解できます。

先ほどの御答弁では、予算的にもふえるのかふえないのかよくわからないわけでありませんが、行財政改革の中で倏約、節約して捻出した財源の一部が、市民を守る立場でさらなる支援施策で住民の安全と明るいまちづくりに配分、充てるべきだと思いますが、何のための行財政改革なのかを明確にして、不安な夜道を少しでも改善するために、まずは行政側が財源の面で支援することが始まりだと思えますが、もう一度この点についてお伺いたします。

副議長（今津 誠一君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 先ほど市長からも答弁させていただきましたが、やはり財源といったものが必要となってきます。ことしの予算書、総務費の地域振興費の中に、自治会等振興助成金1,682万5,000円、このうち単位自治会には1,164万円の振興助成金を交付させていただいております。また、防犯灯電気料金補助金521万3,000円といったものも、これは議員さん御指摘のように3カ月分の電灯代の助成をさせていただいております。

なぜこれを申し上げますかといいますと、さきの合併協議の中で、2市4町の中において、これらの費用については、ほかの1市4町では全くない補助金でありました。ですから、薄く広く全自治会に1,164万円を配った方がいいのか、あるいはその後の地区懇談会等々で出ましたように、いわゆる防犯灯を設置するときには全額補助していただきたいとかというふうに、厚くいきめのいく補助金にしたらいいのかといったことについては今後の課題になってくると思えます。

繰り返しになりますが、片方で薄く広く大きな補助金、1,680万円といった補助を出しておりますので、その辺の用途と、いきめのいく補助にするべきかといったことについて、今後検討していきたいと思えます。

副議長（今津 誠一君） 4番。

4番（山下 和明君） できれば、目的を持った補助金、効果のある補助金にお願いできればなと思います。

御承知のことですけれども、人が近づけば明かりが大きく広がるセンサー付きの防犯灯、街路灯もあります。ソーラー型の街路灯、防犯灯も、節電型タイプとして普及もいたしておりますので、ぜひこの点についても検討していただきたいと思います。これは要望しておきます。

ここで、もう2点ばかり質問いたしますけれども、防犯灯も街路灯も公園灯も、夜道を安全に照らすものでありまして、しかし、当局の窓口は縦割り行政上、防犯灯は広報広聴課、街路灯は道路課、公園灯は都市計画課、そのように窓口が3つに分かれていますけれども、その灯りを管理し、設置する窓口を一本化することができないものかと、このように思っております。

もう1点は、これは市長さんにお尋ねいたしますが、特に県道、そして主要幹線道路は民家も少ないわけでありまして、防犯灯設置がいわば少ないように感じております。そこで、事業所等の事務所の入り口や玄関先照明を夜間つけていただくよう、明るいまちづくり運動推進に協力を求めることができないでしょうか。市長さんにお伺いしたいと思います。

副議長（今津 誠一君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も、議員の御指摘、もっともだと、かねがね実は感じておりまして、私のところの事業所あたりも意識的に遅くまでつけさせておるようなのが実情でございます。そして、どこの地域とはあえて申し上げませんが、事業所の集中している地域で、そして要望が強い地域、ちょうど重なるところがあるんですけれども、そこらの経営者の方々にも、何とか会社の灯り、入り口の灯りはもちろんだけれども、防犯灯を広告灯というような形の中で会社で見てもらえるような、そんなことはできないだろうかというような投げかけは既にいたしているわけでございます。

いろいろな対応に努めているものを、急ぎ取りまとめて、具体的なものとしてお示しできるように力を入れてみたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（今津 誠一君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 街灯の一本化ということでございますが、仮に道路につきましては、道路構造令で、こういったところについては要るんですよというような基準があるやに聞いております。また、公園については、公園の明るさ等々を確保するというところで、公園の管理者がその必要に応じて行っているものでございます。電灯には変わりはないわけですが、ほかにも例えば公会堂、文化会館等あるいは市のいろいろな施設におい

て街灯等をつけております。

そのような状況で、例えば社会教育施設等々においては、その敷地の管理者が電灯等を設置する、あるいは電灯料金を払うというような状況等になっておりますので、同じ電灯ではありますが、それを横断的に1カ所にしてというのは、今のところどうしたらいいのか困惑しております、困難ではないかな、そのように思っております。

自治会については、市の所有権ではありませんが、自治会において管理されるものであります。

以上、お答えにはなりません、若干困難かなということでございます。

副議長（今津 誠一君） 4番。

4番（山下 和明君） 県道や主要幹線付近には事務所も結構多くありますので、今、市長さんの方から事業所等にも投げかけ、協力を求められるということで、力を入れてみたいということでしたので、ぜひお願いをしたいと思います。こうした運動が広がれば、多くの市民から明るいまちづくりに賛同、参画していただけるのではないかと思っております。

防府市の「防」の字、この字は防ぐ、または守るという意味がありますので、積極的な支援を要望して、この項は終わりたいと思います。

副議長（今津 誠一君） 次に、質問事項3点目の道路側溝の浚渫について答弁を求めます。土木建築部長。

土木建築部長（金子 正幸君） それでは、道路側溝の浚渫についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在、車社会の著しい発展に伴い、道路の拡幅や歩道の整備及び側溝の設置等、また、それに伴う維持管理についての多くの要望がございます。そのような状況の中で、緊急性、安全性、交通量等を考慮して、道路整備並びに維持管理を行っているのが現状でございます。

御質問の道路側溝の浚渫でございますが、市道の道路管理者として、地域の皆様で、浚渫が構造的に困難な砂溜樹や道路横断場所等につきましては、バキューム工法等の処理によりまして、住民の方々の御要望におこたえしております。しかしながら、従来から区内の清掃活動については、地域の皆様の御協力により実施しているのが実情であり、御要望のすべてを行政で対応することは非常に困難な状況にあることも事実でございます。

こうしたことから、住民の清掃活動に協力する意味から、側溝の蓋上げ機の貸し出しも行っており、地域の皆様にぜひ御利用くださいますようお願いいたします。事情を御賢察の上、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

副議長（今津 誠一君） 4番。

4番(山下 和明君) 道路側溝の浚渫についてでありますが、道路側溝の浚渫を要望、陳情しても、地元で対応をお願いしておるのでということで、なかなかそうした要望が届かないし、受け入れていただけていないのが実情であろうかと思えます。

壇上でも申しましたけれども、側溝のコンクリート蓋、50センチ掛ける43センチ、厚みが13センチ、重さが65キログラム、大体私の体重ぐらい、1枚あるわけでありまして。50センチの長さですので、10枚はぐっても5メートルしかいかないわけでありまして。そんな重たいものをめくるというのも大変だろうと思えます。

答弁の中で、側溝のコンクリートの蓋を持ち上げる機具の貸し出しをされておりますけれども、この貸し出し状況というのはどんなものでしょうか。だれにでも簡単に扱えるものなんでしょうか。聞きますところ、砂が詰まっておりますと、なかなかこの機具でも非常に難しいというふうなお話を聞いたこともありますが、また、その運搬に、普通乗用車に乗せることができる品物なのかどうなのか。本当に一市民が、女性でも御婦人でも高齢者でも利用できる機具なのか。地域によっては構成がさまざまでありますので、その点についてお伺いいたします。

副議長(今津 誠一君) 土木建築部長。

土木建築部長(金子 正幸君) いや、今、蓋上げ機についての御質問でありますけれども、側溝蓋の、先ほど議員さんも言われました、旧型の車道用の部分につきましては、一番重いもので65キロございます。最近のU型側溝でありますけれども、これは車道用が45キロと歩道用が33キロと、最近では軽量になっております。そのあたりの蓋上げが可能かどうかということでございますけれども、まず、1枚目をあけるのに多少の困難は生じるかと思えます。この蓋上げ機を、砂が初めにちょっとかんでおれば、そのあたり抵抗が多いので、1枚目は困難かとは思われますが、その1枚を外せば、この蓋上げ機は随時、1枚目のようにはなく、先ほどの側溝蓋の軽量化も図っておりますので、スムーズにいくかと思えます。

それと、蓋上げ機の貸し出しが、毎年件数いろいろあります。そのあたり、ちょっと御報告申し上げますと、平成14年度が24件でございました。平成15年度が19件でございます。それと、平成16年度が 2月末現在の数字であります。26件ありまして、ことし台風が多かった影響があったかどうかわかりませんが、若干貸し出しがふえておる状況でございます。

それと、その貸し出しの内訳をちょっと見てみますと、毎年借り上げされる自治会もでございます。そのあたりで、道路清掃等、お願いしておるわけですが、そのあたりで、よろしく、蓋上げ機の使用をお願いしたいと考えております。

蓋上げ機の大きさの件でございますが、これは、先ほどの、最大のものから軽量のものまで、フリーといいますか、自由につかむような形になっております。

失礼しました。蓋上げ機が簡単に運べるかどうかというお話でございますけれども、それは、横が五、六十センチ、高さが20センチ 折り畳んだときでございますけれども、その大きさのものでございますので、大人一人で抱え上げられる品物でございます。

一応、その大きさは先ほどのようなもので、これを広げまして使用するのには、テコの原理を使っておりますので、操作しやすい、使いやすいものでございます。

以上でございます。

副議長（今津 誠一君） 4番。

4番（山下 和明君） 運搬しやすいものなのか、普通乗用車のトランクあたりにその品物が乗せられるような大きさなのかということをお聞きしたわけですが、1枚はぐればスムーズにはぐれるということですね。ですから、お話を聞いておれば、1枚目が大変で、あとは女性でもこなせるということであろうかと思えます。

しかし、道路側溝の雨水処理機能の回復を図るには、長いスパンを外していかないと、また、土砂を取らないと機能回復しないんですね。1つ、2つ、3つではだめです。何メートルとやはり浚渫していかないと機能の回復がなされない。ですから、一部分だけ回復させても、私は効果が得られないような気がいたします。

私、お話があった場所を確認しましたが、歩道もないんですね。主要幹線、そうした旧コンクリートの蓋がかけてありますので、主要幹線ということで、その作業をするにしても危険性が伴うんですね。とても少人数では無理な場所等も、私、そのように判断したんですけれども、お話をもっていけば、冒頭申したとおりの御回答だったわけでありませう。

浚渫については、何もかも地元でと言われずに、状況を賢察して、管理者の立場で支援の判断をお願いしたいと要望して終わります。ありがとうございます。

副議長（今津 誠一君） 以上で、4番議員の質問を終わります。

副議長（今津 誠一君） 次は、11番、山本議員。

〔11番 山本 久江君 登壇〕

11番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。16番目の一般質問、本議会の最後の質問となりました。3日目で大変お疲れとは思いますが、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、新年度予算についてお尋ねをいたします。

2005年度(平成17年度)の一般会計当初予算は、前年度比6.8%減の361億6,100万円で、減税補てん債の借りかえ分20億4,850万円を差し引きますと、実質的には1.6%減の予算となっております。

予算編成方針の中で、その背景として、次のような説明がされております。すなわち依然として地方財政を取り巻く環境が厳しい状況にある中、財政の主軸をなす市税収入の大きな伸びが見込めない上、いわゆる三位一体改革によりまして国庫補助負担金の廃止、縮減や地方交付税の抑制が行われており、引き続き厳しい状況にある、こういうふうな説明がされております。一方、国の予算案を見ても、所得税、住民税の定率減税の半減を皮切りとする本格的な増税路線に足を踏み出しております。マスコミ各紙も、見出しの中で「増税色鮮明に」とか「老いも若きも負担増」、あるいはまた「増税路線色濃く」などと一斉に報じるなど、国の新年度の予算案は増税路線への踏み込みを最大の特徴といたしております。

こうした中で、自治体が住民の福祉の増進という地方自治法の定める本来の使命を果たし、住民の切実な要望にこたえていく役割がますます重要になってきております。まさに、財政難だからこそ住民サービスを守り、充実させるために何が必要なのか、自治体が自治体らしさを取り戻していく努力が今求められているのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。まず第1に、新年度の予算編成に当たっての基本的な姿勢、基本的な考え方についてお答えをお願いいたします。

第2に、2市4町の合併協議から単独市制を選択いたしました我が市の今回の予算編成の特徴はどのような点にあるのか、防府らしいまちづくりを進めていく新たな財政的視点があるのかお尋ねをいたします。

第3に、国の三位一体改革の影響と今後についてお尋ねをいたします。

国の2005年度の三位一体改革の特徴は、大づかみに言って2点あると言われております。1つは、地方税と地方交付税、臨時財政対策債を合わせた一般財源、すなわち自治体が使い道を自由に決められる財源は、本年度とほぼ同規模であること。2つ目に、2005年度、2006年度で国庫補助負担金の削減と税源移譲が3兆円規模で進むこと自体、財政運営の仕組みの変更としては大変大きなもので、将来の財政運営を大きく左右しかねないものであるという点だと思います。我が市でどのような影響があるのか、御答弁をお願いいたします。

質問の大きな2点目ですが、介護保険制度についてお尋ねをいたします。

ことし4月は、介護保険制度の施行から5年になり、制度の見直しの時期を迎えます。昨年12月、その準備を進めてまいりました厚生労働省は、介護保険制度改革の全体像と

その参考資料を発表いたしました。その内容を見ますと、見直しの基本的な視点の一つとして制度の持続可能性を挙げ、このまま介護保険の給付費がふえ続ければ制度が維持できないとして、大幅な負担増と給付減を国民に迫る内容となっております。

施行後わずか5年で制度の持続可能性が議論されること自体が本当に異常でございますけれども、その内容を見てみますと、まず具体的な内容の一つとして予防重視型システムへの転換があります。これは、軽度の高齢者を対象に、その人の状態に合わせて、状態の改善の可能性が高い場合は従来のサービスは制限し、そのかわりに筋力トレーニングなどの新予防給付を提供するというものでございます。

問題は新予防給付で、これまで利用していた訪問介護などはサービスの内容も変わり、生活機能を低下させるような家事代行型の訪問介護は原則行わないとしていることです。例外的に行う場合でも、期間や提供方法が限定される方向でございます。介護現場からは、「生活の支えとなっているヘルパーを取り上げないでほしい」、こういう声が上がっております。介護給付を抑えるため、介護予防と給付の効率化の名で軽度者のサービス利用が抑制される方向でございます。その一方で、介護予防を進める体制の整備は大変貧弱でございます。このような見直しの動きを市としてどのように受けとめておられるのか、お尋ねをいたします。

改革内容のもう一つは、特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護施設について、居住費用、ホテルコストと食費を介護保険の給付から外し、全額自己負担を原則に変えるものです。介護施設を利用している人は、全国で約76万人、負担増は総額3,000億円と言われておりますから、単純計算でも1人年間約40万円もの負担増になることがわかりました。このかつてない負担増は、ことし10月からの実施が検討されております。この点について、多くの利用者の方々から不安の声が寄せられておりますが、今後の対応をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

質問の3点目、最後ですが、障害者福祉についてお尋ねをいたします。

その中で、支援費制度の今後について質問をさせていただきます。

厚生労働省が改革のグランドデザイン案を打ち出しまして、これからの障害者施策にとって重大な問題となる新しい考え方が打ち出されております。そして、そのことが関係者に大変な衝撃を与えています。特に、福祉サービスを利用する障害者に1割の負担を求めていくということです。

これまで、支援費制度のもとで、自己負担は所得に応じた負担となっていたために、訪問介護で住民税非課税の人は無料でした。実際には、9割を超える人は費用の負担なしにサービスを受けることができました。これが、介護保険と同じように1割負担となり、身

体障害者で言えば利用者の平均額が月8,400円かかってくるという状況が報告をされております。

厚生労働省は、所得に応じて負担の上限を設けると説明しておりますが、上限に達するまでは1割負担ですから、大幅な負担増には変わりはありません。通所施設や入所施設では、食費負担が加わる上に1割の自己負担を支払うことになります。

応益負担の導入は、負担増に加え、サービス抑制につながる重大な改悪でございます。厚生労働省は、来年1月からの実施を検討しているようでございますけれども、サービス利用者をはじめ障害者の方々の不安は大変大きいものがございます。

障害者福祉制度の抜本的な見直しの中で、福祉サービスの一元化など、これまで関係者が求めてきた内容もありますけれども、専ら負担増と財政削減が先行いたしております、問題の多い内容となっております。市として、このような見直しをどのように受けとめておられるのか質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

副議長（今津 誠一君） 11番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、新年度予算についての御質問にお答えいたします。

まず、予算編成に当たっての基本的な考え方についてですが、さきの施政方針でも申し上げましたとおり、今回の予算につきましては、市民福祉の確保と教育の充実に意を注ぎつつ、限られた財源の効率的かつ重点的な配分と経費の節減に留意いたしましたところがございます。

厳しい財政環境の中ではありますが、少子・高齢化や安全・安心対策、環境対策といった今日的な諸課題をはじめ、中心市街地の拠点づくりや、懸案でありました学校給食共同調理場の建設といった重点プロジェクトに思い切った投資を行った一方で、需用費などの内部経費については枠配分をし、可能な限り節減に努めるなど、メリ張りのある予算を念頭に置き、編成いたしましたところがございます。

次に、予算の特徴についての御質問ですが、防府市は今までと同様、単独での市政運営となりますので、予算のありようについても従来と特に変わることはございません。ただ、国の状況や地方を取り巻く厳しさを考えますと、今後は合併する市町村も、また合併しない市町村も同様に厳しさが増してくると思われまことから、転ばぬ先のつえを用意しながら行革にも引き続きしっかりと取り組んでいこうとの気持ちを入れてでき上がったものであり、まさにこれから一生懸命頑張っていこうとする予算に仕上がっているものと思っております。

3点目は、三位一体改革の影響についてですが、予算案の概要にもお示ししておりますように、国庫補助負担金につきましては、16年度分も含めまして、約3億2,000万円程度が一般財源化となっており、税源移譲につきましては、16年度分と合わせまして約4億1,000万円、所得譲与税として計上いたしております。また、地方交付税につきましては約6,000万円、臨時財政対策債につきましては約3億5,000万円程度、16年度決算見込み額と比較いたしますと、いずれも減少するものと見込んでおります。

このように、結果として平成16年度ほどの大きな影響は避けられてはおりますものの、昨年示された改革の全体像では、今後も国庫補助負担金の廃止、縮減等も予定されておりますので、引き続き県内他市とも連携しながら、市長会を通じて、地方に過度の負担を強いることなく、あくまでも地方分権に資する三位一体改革となるよう要望してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

副議長（今津 誠一君） 11番。

11番（山本 久江君） それでは、再質問を何点かさせていただきたいと思っております。

まさに財政というのは生き物だなということを痛感いたしますが、どのような立場で、どういう視点で、どういう方向性を持って財政を編成し、そして運営していくのか、こういうことで随分違ってくるものだなということを感じております。

まず、第1点目ですけれども、平成14年6月に中期財政見通し、平成14年度から17年度までが発表されました。ここでは、次のような見通しがされております。「今後の経済状況を考えると、市税の伸びは期待できず、極めて厳しい財政運営を余儀なくされることは必至で、そのため、経費全般について徹底した節減、合理化を図らなければならないが、その一方で、行政としての使命である住民に身近な社会資本の整備、福祉施策の充実など、市民にとって暮らしやすいまちづくりを積極的に推進していく。そのために、財源の重点配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある行政運営に努めていかなければならない」、こういうふうに、平成14年ですから、3年前の中期財政見通しで述べておられます。

この点から、17年度の予算編成に当たりまして、この間の財政状況と、それから今後の財政見通し、これについてお答えをお願いしたいと思います。

副議長（今津 誠一君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 平成14年に中期財政見通しを発表させていただいておりますけれども、その間の財政状況を少し御報告させていただきたいというふうに思ってお

ります。

平成14年度から15年度、それから16年度、実質収支で申し上げますと、実質的には黒字ということで収支が成り立っております。ところが、実質収支の中には前年度からの繰越金、それから基金からの取り崩し、そういったものが含まれておりますので、各年度の実質的な財政状況をあらわしております実質単年度収支というのがあるんですね、それらも調整いたしました数字なんですけど、それで見ますと、平成14年度は約15億円の赤字でございます。それから、15年度では7億円余りの実は黒字になったわけでございますけれども、先日もお答え申し上げますように、16年度におきましては、実質収支は黒字は出ますが、先ほど申し上げました実質単年度収支におきましては、今のところ2億円余りぐらいの赤字になるのではないかなというふうに考えております。

このような行財政改革にいち早く取り組んでおりまして、また歳出削減にも努めておりましたにもかかわらず、このような状況でございますので、決してこの数字が楽観できるというふうな財政状況ではないというふうに考えておるわけございまして、国の状況でございますとか、これからの不透明な経済情勢等々を考えれば非常に厳しい財政状況であるのではないかなというふうに思っております。

それから、今後の見通しでございますけれども、これは先日の一般質問でもお答え申し上げましたように、近々また3年ないし4年のスパンでもって御説明させていただきたいというふうに思っておりますけれども、大まかに申し上げまして、昨年12月の一般質問でお答え申し上げますように、年間10数億円の財源調整額が必要になってくるといふふうにお話し申し上げますが、そういたしますと、平成17年度末で、今基金残高が27億円になる予定でございますので、そうしますと、その後2年間分は財源調整しか余裕がないという状況になるというふうに思いますので、先ほどの実質単年度収支を赤にせんように努力するためには、今後ますますの行財政改革の努力が必要でないかなというふうに思っております。

副議長（今津 誠一君） 11番。

11番（山本 久江君） 新年度の予算書を見ますと、投資的経費の普通建設事業費59億1,900万円、約60億円ぐらいですが、今後、近い将来早急に検討しなければならない事業はどの程度あるのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

副議長（今津 誠一君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 今後の収支見通しの中で、私ども、この数年間の事業というものを実施計画をもとに想定をいたしております。この、国・地方を通じるいろいろな財政環境の中で、今後の景気または動向等については非常に不透明な状況でございますの

で、今年度59億円、約60億円でございますけれど、そういった投資的経費を組んでおりますけれど、今後も同じようなというか、大きな投資的経費については非常に組みがたいのではないかなというふうに基本的には考えております。しかしながら、市民生活に直結するような、そんな事業につきましては、可能な限り財源を充てて、いわゆる財政運営を務めてまいりたいというふうに基本的には考えております。

お尋ねでございます、近い将来の実施をしなければならない事業といたしましては、今老朽化が非常に進んでおりますごみ焼却場の改築または小・中学校の体育館等々、老朽化が進んでおる状況がございますので、これらの計画的な改修などが考えられるところでございます。

以上でございます。

副議長（今津 誠一君） 11番。

11番（山本 久江君） 市民生活に直結をした、そういう改革も目の前に迫ってきている状況だということだろうと思います。

3点目ですが、施政方針の中でも、行政改革を確実に実行するということを市長さんの方針として述べられておりますけれども、新年度予算には新たに行財政改革の影響がどのようにあらわれているのか、そのあたりをお示しいただけたらと思います。

副議長（今津 誠一君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 今回、議案として条例を上程いたしておりますものにつきましては、予算上は前回の金額のまま置いておりますので、それは割愛させていただきますが、主なものといたしましては、職員数が段階的に削減をしておると。その効果といたしまして、対前年度比で約1億6,000万円程度の削減効果がございました。また、市長、それから助役の公用車の見直し、職員の仕事服の貸与、30年勤続表彰の廃止、それから三役の年賀状の廃止もいたしておりますので、これは年間でいたしますと約300万円ぐらいかなというところでございます。

それから、予算編成の段階で、今後の行財政改革を待たずに、今できるものはできるだけやっておこうという観点から取り組みました内部経費の削減でございますけれども、これは需用費、役務費を枠配分いたしました結果といたしまして7,000万円程度、それから内部的な経費を対象といたしました補助金でございますが、この見直しによりまして約1,100万円ぐらい、それから単独事業の抑制でございますけれども、これは実施計画の計画額と比較をいたしまして約1億2,000万円程度、そんなふうな効果が出たところでございます。

新年度予算におきまして、基金からの繰り入れを10億円やっておりますけれども、こ

これらの行革の効果が、単純に今申し上げましたのは3億7,000万円ぐらいあるわけ
でございますけれども、そういったものがありましたからこそ財源不足が10億円で済んだ
というふうなところでございますので、どうか御理解を賜りますようお願い申し上げた
いと思います。今後一層経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

副議長（今津 誠一君） 11番。

11番（山本 久江君） 次に、当初予算で361億6,100万円ということなんで
すけれども、今後の大きな補正要因となるものがあるのかどうか、そのあたり、お尋ねし
たいと思います。

副議長（今津 誠一君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 当初予算につきましては、できる限り通年予算というこ
とで編成をいたしておりますけれども、例えば法律が変わりますことや制度等、いろいろ
不確定な要素でどうしても残るものがございます。そこで、補正予算ということで対応
いたしておりますが、現在つかんでおりますものにつきましては、例えば再開発ビルの中
に保留床を取得する経費等が予想されますが、これは国の補助制度や、または補助内示等
の見通し等々もまだ確定をしておらない状況でございますので、そういったものもござい
ます。

それから、そのほかの補正要因でございますけれども、生活バス路線の運行費の補助金、
これも最終的な決算を見てもと補助額が決定してまいりませんし、また制度そのもの
が、今取りざたされております介護保険制度のそういった事務システム等の改修の経費
や、また税関係でございますけれども、法人市民税の予定納付に關します還付金等々が考
えられるところでございます。

副議長（今津 誠一君） 11番。

11番（山本 久江君） 5点目なんですけれども、新年度予算にかかわって、国の方
では公的年金等控除の縮小とか所得税の老年者控除の廃止とか、それから住民税の配偶者
特別控除の廃止とか、さらに定率減税の縮減・廃止、こういう、壇上でも申し上げまし
たけれども、大増税路線に踏み出したと言っても過言ではないと思います。

調べてみますと、ことし1月からの公的年金控除縮小と、それから所得税の老年者控除
の廃止で、増税になった年金受給者の方は約500万人に上るといふふうに言われてお
ります。

今、課税課でも所得税の確定申告の受け付けが行われておりますけれども、高齢者の御
夫婦の方で、配偶者特別控除が廃止されて、今までは税がかからなかったけれども税金が
かかってきたと。これからもっともってふえていくようだと、大変な不安を述べておられ

る方にも出会いましたけれども、こういうふうに、非常に住民の負担、国民の負担がふえていく方向の予算が国で組まれております。この点では、本当に私たち住民の暮らしと景気に与える影響というのは大変重大なものがあるというふうに思います。苦しいのは、国や自治体の財政よりも、本当に住民の暮らしが苦しいんだということを声を大にして言いたい状況ではないでしょうか。

この影響が市の予算にどのようにあらわれているのか、そしてまた、新年度予算で市民の負担増となっているものがあるのかどうか、そのあたり、お尋ねをしたいと思います。

副議長（今津 誠一君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 国の改革によるもの、これは改革と言えるかどうか少し疑問があるんですけども、税制改正という問題がございます。これは、17年度の税制改正では、17年度の私どもの税収に直接影響はございませんけれども、16年度で改正をしましたものの中に市民税の均等割がございますですね。これは、納税義務者と生計を一にする妻に対する均等割でございますが、これは段階的に来年度から2分の1、1,500円でございますけれども、これを負担をしていただくようになります。

それからもう一つは、これは15年度の税制改正で改正されたものでございまして、17年度からいよいよ生じてまいるものでございまして、配偶者特別控除、これが一部分でございますが廃止をされます。これにつきましても影響が出てまいろうかなというふうに思っております。

これは、税制改正によるものでございますので、税収がそのまま地財計画の中で伸びるというふうな、そういう設定でございますから、したがって私どもは、地方交付税そのものは一応確保された状況でございますけれども、この分が臨時財政対策債に影響が出ておるかなと、そんなふうに考えております。

それから、私どもの市としての市民の御負担ということでございますけれども、国民健康保険料でございますが、これは老人保健法の改正に伴いまして、75歳まで、前期高齢者ということで増加してまいったような状況でございます。したがって、医療費が急騰するというふうな背景がございまして、国保財政が非常に厳しい状況下でございます。したがって、やむなく平成17年度から保険料の引き上げをお願いいたしております。ほかには特にないものと思っておりますが、サービスの向上を図ったものも平成17年度の予算にはございまして、例えば不妊治療費の一部助成、それから乳がん検診におきますマンモグラフィーの検査導入、それから障害児保育に対しますバリアフリー化、心身障害者の方への福祉タクシーの改善等々やっておりますので、どうか御理解賜りますようお願い申し上げます。

副議長（今津 誠一君） 11番。

11番（山本 久江君） 予算書の内容をいろいろ見てみますと、例えば今述べられたような形での市民の負担増となっているもの以外に、例えば就学援助費などは生活保護基準の1.3倍と、こうなっておりますが、生活保護基準そのものが毎年下がってきておりますので、その枠というのはだんだん減ってきていると、こういう本当に予算書の数字上では出てこない、そういうサービス面での低下と申しますか、そういうものも実際にはあるわけですね。ですから、防府市がもっときめ細かく福祉の増進を図る施策を今後ともやっていく必要があるのではないかと、このように痛感をいたしております。

6点目、最後になりますが、地方交付税の問題なんですけれども、国では、今後2年間の猶予の後、2007年度以降は、毎年度の地方財政計画で地方交付税総額を決めておりました今のこの仕組みから、これからは、数年間の中期地方財政ビジョンを策定して交付税額を決めていく方法に変えていく、こういうふうにしております。つまり、ますます交付税を削る方向なんですけれども、市町村で一生懸命、行革の中で財政を切り詰めやってきても、本当に国の方向で吹っ飛ばすような金額が地方交付税等の減らされる中で出ていくという状況があります。ぜひとも、壇上でも市長さんが御答弁されましたように、地方自治体として、地方のサービスをしっかり確保していく上で国の地方税額、これをしっかり保障してほしいと、こういう思いをぜひ市長会を通じて、またしっかりと伝えていただきたいというふうに思いますが、ちょっと改めて市長さん、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

副議長（今津 誠一君） 市長。

市長（松浦 正人君） 御指摘の点につきましては、市長会あるいは全国市長会、要所要所におきまして、公式の場で私は発言もしておりますし、また、非公式にもいろいろな方々との面談の折には、12万の市がやっていけない、しかもまた、一生懸命行革に努めているところが吹っ飛んでしまうような、そんなことでは困りますよということは、常日ごろから私は口やかましく言っているつもりでございます。これからも、こういう姿勢をきちっとしていく一方、節減できるところはしっかり節減に努めてまいりたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いたします。

副議長（今津 誠一君） 11番。

11番（山本 久江君） 今後の財政運営を考えてみますときに、私は、最も大事なことというのは、徹底した情報公開と市民参画であるというふうに考えております。

市長言われるように、施政方針の中でも述べられておりましたが、合併する、しないにかかわらず、すべての自治体が今後財政的に一段と厳しくなるかもしれません。しかし、

地方自治体として言うべきことはきちんと国に物を言うと、こういう姿勢がまず大事だと考えておりますし、情報公開あるいは市民参画をさらに進めることで、これも市長さんの言われます市民が主役の市政をつくり上げていくことが必要だというふうに考えております。

今回の一般質問、ほかに15名の方が言われましたけれども、単独市制を選んで、防府らしさ、東京の地方版ではない防府らしさ、アイデンティティー、このまちをどうしていくのかという、そういうまさに、今市民の求める暮らしやすいまちづくりをどう進めていくのかが、今問われているような気がいたします。そういう意味で、まさに私どもはチャンスだと考えておりますので、きめ細かい情報公開、徹底した情報公開と、市民の皆さんが財政面でもしっかりと参画できるような場をつくっていただきたいということを要望いたします。次に移りたいと思います。

副議長（今津 誠一君） 次に、質問事項2点目、介護保険制度について答弁を求めます。健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 介護保険制度改革についてお答えをいたします。

現在、通常国会に上程されています介護保険制度改正案の中で、介護度の低い軽度者に対する給付について、自立支援をより徹底する観点から、現行の予防給付の対象者の範囲やサービス内容等を見直す新たな予防給付が審議されているところです。その中で、御質問のホームヘルプサービスの見直しにつきましては、単に生活機能を低下させるような家事代行型の訪問介護については原則行わず、例外的に行う場合でも、必要性を厳格に見直した上で、期間や提供方法等を限定することとしています。

本市といたしましては、今後、国会の審議の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームなどの施設利用者の負担についてお答えをいたします。

在宅と施設の利用者負担の公平性、介護保険と年金給付の調整の観点から、低所得者に配慮しつつ、介護保険施設などにおける居住費、食費を保険給付の対象外とするというのが改正の趣旨でございます。ただし、低所得者については負担上限を設け、介護保険から給付を行う等の配慮がされることとなっております。

いずれにいたしましても、国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

副議長（今津 誠一君） 11番。

11番（山本 久江君） それでは、再質問させていただきます。

予防重視型システムへの転換ということで、厚生労働省は生活機能を低下させるような

家事代行型の訪問介護は原則行わないと、こういうふうな方向ですけれども、その対象となる要支援、それから要介護1と認定された人及びその中で、現在訪問介護を利用している人は、防府市の場合、現時点でどのくらいいらっしゃるのかお尋ねいたします。

副議長（今津 誠一君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） この数字は、平成16年12月末でございますが、要支援の方が911人、その中で、ホーム介護を利用しておられる方が281人おられます。それから、要介護1の方で認定者数は1,374人おられまして、訪問介護を利用しておられる方が472人ということになっております。

副議長（今津 誠一君） 11番。

11番（山本 久江君） 実は、こういう方々に大変な不安が広がっているんですね。少し具体例を述べさせていただきますと、仮に市内、Aさんといたしますが、介護認定は要支援です。妻が認知症のため老健施設に入所のため、本人は入院・退院の繰り返しですけれども、デイサービスの利用とホームヘルパーのサービスを使っておられます。72歳ですので、自分で食事をつくったり、それから洗濯をしたりとか、そういう身の周りのことがなかなか、この御主人、大変で、ホームヘルパーが来ておられるので非常に助かっていると、このように述べておられますが、要支援であるために、原則この訪問介護は行わない方向だと、こういう国の動きに対して、大変心配をされております。

市内、Bさんですが、80歳の女性です。ひとり暮らしですが、ついで歩行されておりますが、要支援です。この方も、デイサービスと訪問介護、両方サービスを利用されておりますけれども、なかなか外出ができず、自宅でいろいろな楽しみのあることであろう、どちらかという自宅にこもりがちのために、訪問介護でホームヘルパーさんが来て食事をつくってくださったり、それから身の周りのこと、掃除あるいは洗濯などをされるのが、いろいろな会話をしながらやれることが本当に楽しい、生きがいにつながっていくということを述べておられます。つえ歩行なので、身の回りのことが、自分のことがなかなか世話できないということで大変不便を感じておられますが、原則行わない方向というのは本当にどうなるんだろうと、この方も心配をされております。

もともと介護予防を進める体制の整備が不十分なのに、給付費を約1割カットされることがこの目標であるために、非常に乱暴な形でサービスが切り捨てられるのではないかと、こういう不安が広がっているんですね、要支援、要介護1の方で。利用者の必要なサービスが削られることのないよう、今後対応をよろしくお願いをしたいというふうに思います。

また、介護予防にいたしましても、高齢者が新予防給付を受けるべきか、従来の介護給付費を受けるべきか、どちらが本人の状態改善につながるかの判断一つとっても、高齢者

の方々の健康状態とか生活の様子とか、あるいは希望とか、審査する行政の側がそのことをしっかりとつかんでいかなければならないというふうに私は思います。

筋力トレーニングというふうな方向で打ち出されましたけれども、もともと介護予防というのは、要介護認定を受けていない人も対象に、介護と福祉と医療と、それから公衆衛生などの関係プレーが必要であるということ、これが大事だろうと思います。それから、高齢者福祉制度全体を充実させてこそ、やはり介護予防や高齢者の健康づくりは進むであろうということも指摘をしておきたいと思います。筋力トレーニング、こういうことだけに目を奪われますと、決して高齢者の健康づくりにつながっていかないということを指摘をさせていただきたいと思います。

実は、厚生労働省が出しました改革の全体像、参考資料の一部に大変興味深い記述がございます。介護予防についてということなんですけれども、ここの部分に、筋力トレーニングなどの有効性を論じた部分があります。ちょっと読ませていただきますけれども、「介護予防についてもう少し幅広く考えると、それ自体は介護予防を直接の目的にしているが、副次的に十分な効果が期待されるものとして、例えばバリアフリーの環境整備、高齢者に対する公共交通料金の助成、地域活動、世代間交流がある」と。これは、改革の全体像に書いてあることなんですけどね。「例えば、仙台市では、70歳以上の方に敬老パスを発行しており、市のバスと地下鉄は無料で利用できる。そうすると、しょうゆ一本切らしてもまちに行く。そして、いろいろな風景を見て、触れ合って帰ってくる。それが、閉じこもりの予防に大きな貢献をしている。また、バスに乗っていると、最高のバランストレーニングになる。建物を建てて、器械を使ってバランストレーニングをするよりも、バスに乗っている方が楽しい。そうした幅を広げることも必要である」というふうに、厚生労働省の改革の全体像の中にこういう記述があるわけです。

ですから、やはり介護予防ということは、高齢者福祉制度全般を充実させていくことの中で十分に効果を発揮するのではないかというふうに私は考えますので、そのあたりもぜひ検討の中に入れていただきたいというふうに思います。

それから、お尋ねしたいことは、あわせて利用料の問題ですけれども、低所得者対策についてお尋ねをいたしますが、国が特別対策として、介護保険が始まる前から、サービスを利用してきた人を対象に、在宅ではホームヘルプサービスの利用料を、最初は3%でした、現在6%に軽減をしておりますが、この特別対策がとられてきましたけれども、在宅の場合は全廃される方針です。その影響というのはどのくらいあるのか、わかれば教えてくださいたいと思います。

もちろん、施設利用者は5年間据え置きが延長されるということですが、在宅の

場合は全廃されますので、その影響はどのくらいあるのか、お尋ねをいたします。

副議長（今津 誠一君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 国の特別対策としまして、平成12年以前から訪問介護を利用しておられる方がそのまま、それぞれ軽減対策はしておられますが、平成15年7月から6%ということになっておりまして、平成17年4月からは、通常のほかの方と一緒に1割負担になります。

現在の、17年1月の審査分になりますけれども、減額になっている認定者が61人、市の負担分が17万2,569円となっております、1人平均で2,829円となっております。

副議長（今津 誠一君） 11番。

11番（山本 久江君） 金額的にはそれほど大きい金額だと思いません。このことに対して、しかし、利用されている高齢者の方々から、この制度を残してほしいという大変な御要望もございます。自治体によっては、東京の国分寺市などはこの独自策を続けていくという方向を打ち出しておりますけれども、ぜひこの介護という問題、所得に応じて、あるいはお金がなければ介護サービスを利用できないというような状況にならないように、市としても努力をしていくという姿勢が非常に大事ではないかということで、そのあたりも検討を要望いたしておきます。

それから、10月から実施予定の施設入所者から居住費 ホテルコストですね、それから食費を徴収するということですが、厚生労働省のモデルケースで、例えば個室と、要介護5の人の場合、どのぐらいに利用料が変わっていくのか、モデルケースが出ていると思いますので、お答えをお願いいたします。

副議長（今津 誠一君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 国から示されたモデルケースで、これは特別養護老人ホームの場合の要介護5の場合でございます。これは保険料の段階、いわゆる所得の段階によってそれぞれ負担が違ってありますが、第1段階といいますか、生活保護者相当の方たちが利用される場合、現行は、個室の場合に4.5万円から5.5万円が改正後は5万円ということで、これはほぼ上がっていません。

それから、保険料で言いますと、その次の段階の第2段階ですが、今現在で個室の場合、月額7万円から8万円ですが、これが新しい形になりますと これは新しい形になりますと、保険料の段階が第3段階という形でちょっと報告させていただきますが、今の第2段階や第3段階の方に対してですが、個室が9万5,000円、7万円から8万円の方が9万5,000円ということです。

それから、現在で保険料の第3段階の方が、これ以上ですが、個室が現在9万7,000円から10万7,000円ですが、改正後は個室で13万4,000円という形になります。

以上でございます。

副議長（今津 誠一君） 11番。

11番（山本 久江君） 平均いたしますと、これは国会でも論議されたことですが、1人当たり平均年40万円の負担増という大変な数字が出ております。これは、通所のサービスを利用する在宅高齢者の場合にもその負担がかかってくるわけですが、国の説明では、なぜこういうふうな負担をする方向を検討したかということで、施設の居住費や食費の全額自己負担は在宅と施設入所者の負担の公平化を図ると、こういう目的で導入をしたというふうに説明されておりますけれども、実際には、施設の人にも在宅の人にも、食費負担増を求めることになったわけですね。

ぜひ、国への要望と同時に、利用者の立場に立った市の施策についても、国の動きがどういう方向になるか微妙な部分もありますけれども、しかし基本的な方向は変わりませんので、ぜひ利用者の立場に立って、市の独自施策についてもさらに検討を進めていかれるように要望をさせていただきたいと思います。

次に、障害者福祉についてお願いします。

副議長（今津 誠一君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 御質問の支援費制度の今後についてでございますが、支援費制度は、平成15年度に障害者に主体的に福祉サービスを受けていただくために、契約という仕組みを導入したものでございます。制度開始後、利用が見込みを上回り、国の補助金が不足するという事態になりましたことは御承知のことと思います。そのような状況に対応することも含め、障害者福祉制度全体の改革を進めるために、先般障害者自立支援法案が策定され、この通常国会に上程されているところです。

今回の制度改革の主なものは、障害者福祉サービスが障害の種類にかかわらず市町村に一元化され、国と県の財政負担の義務化やサービス利用料に応じた負担が検討されています。この利用者負担の見直しにつきましては、自立支援法が成立しますと、現行は所得・課税の状況に応じて負担する額が定まるという制度がとられておりますが、これが利用したサービスの量に応じて負担する額が定まるという制度に変わってまいります。

具体的には、議員さん御指摘のとおり、介護保険と同じく費用の1割を負担していただくこととなります。ただし、世帯の課税の状況によって、その1割の負担額に1カ月当たりの上限が設けられることになっております。また、施設入所、通所の場合には、新たに

食費、光熱水費等の負担が求められることになりませんが、低所得者への配慮もなされているようでございます。

いずれにいたしましても、現在国会で審議中であり、その動向を見守りたいと考えております。

副議長（今津 誠一君） 11番。

11番（山本 久江君） 御答弁のとおり、国は、わずか5年前ですけれども、自分でサービスを選択できるということで、負担は所得水準に応じた応能負担という考え方で支援費制度を、わずか5年前ですよね、導入しました。しかし、たった5年で約束を破って応益負担ということで、サービス量がふえるほど自己負担が高くなっていく、この方式に切りかえようとしているんですね。

例えば、それでは防府市の場合どうなのかと。今の現状と、どのような影響が出てくるのか、そのあたり、予測がございましたら御答弁をお願いしたいと思います。

副議長（今津 誠一君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 今現在、さまざまな形で国から制度について照会なり文書が来ております。それを、今一つずつ見ておりますが、制度の変更というのがいろいろと多くの形で変わってきておりまして、現在ちょっと調査中あるいは検討中でございます。

副議長（今津 誠一君） 11番。

11番（山本 久江君） ほとんどの場合、壇上でも申し上げましたように、支援費制度を使って訪問介護を利用されている障害者の方は、全国的には9割以上の方が無料でサービスを利用することができるんです。それは、応能負担だからですね。これが応益負担になりますと、1割の負担をしながらサービスを受けていく、こういう形ですから、当然負担がふえてきます。

やはり、支援費制度の導入のときもそうでしたけれども、自分でサービスがしっかりと選択できるということがうたい文句でこの制度はスタートしたんですね。障害者の方々の所得水準、9割の方が無料であるように、本当に大変な生活の中でサービスを利用されております。

時間がありませんので要望だけさせていただきますけれども、全国的には、多くの障害者団体からもこの動きに対して強い反発がございます。応益負担導入による大幅な自己負担をふやすことは、生活設計そのものを狂わすことになりかねません。ぜひその影響の大きさを考えて、市としても、障害者の方々の声をしっかりと聞いていく、耳を傾けると、こういう姿勢を持ちながら検討していただけるように要望をいたしておきます。

時間になりましたので、以上をもちまして質問を終わらせていただきます。

副議長（今津 誠一君） 以上で、11番議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は、24日午前10時から開催いたします。
その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

午後 2時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年3月11日

防府市議会 議長 久保玄爾

防府市議会副議長 今津誠一

防府市議会 議員 佐鹿博敏

防府市議会 議員 山根祐二